

第4次登米市行財政改革実施計画

～適正な財政規模への移行による
持続可能な行財政運営の推進～

登 米 市

目 次

1 実施計画の策定について	1
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計 画 期 間	
(3) 進 行 管 理	
2 行財政改革実行プログラム	2
3 実行プログラムの内容	5
(1) 持続可能な財政運営の推進	6
①財政健全化の推進	
②行政サービスの負担水準の適正化	
③公共インフラの適正な管理	
④税収・税外収入の確保	
(2) 行政運営の効率化	23
①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築	
②スマート行政の推進	
③経費の節約、業務効率化の推進	
(3) 協働、連携による取組の推進	31
①市民活動の支援によるまちづくりの推進	
②公民連携の推進	
③自治体間連携の推進	
4 体系図	39

1 実施計画の策定について

(1) 計画の位置づけ

実施計画は、第4次登米市行財政改革大綱で定めた「持続可能な財政運営の推進」「行政運営の効率化」「協働、連携による取組の推進」の3つの基本方針を確実に推進するため、具体的な実行プログラムを示したものです。

また、個別の実行プログラムごとに実施時期や達成年度、達成すべき目標や目標値等を明らかにすることによって、行財政改革を着実に推進するものです。

(2) 計画期間

第4次登米市行財政改革実施計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、重点項目を達成するための実行プログラムについては、必要に応じて追加や見直しを行い行財政改革を推進します。

(3) 進行管理

取組項目ごとに実施計画（実行プログラム）を策定し、達成すべき目標や目標値及び期間を定め、毎年度PDCAサイクルによる進行管理を実施します。

また、進捗状況については、市議会をはじめ広く市民に対して、市の広報紙やホームページ等において、公表します。

2	行財政改革実行プログラム
---	--------------

行財政改革実行プログラム一覧

実行プログラム		No.	頁
(1) 持続可能な財政運営の推進			
①財政健全化の推進			
■財政規律の確立と持続可能な財政運営			
財政健全化中期行動計画の推進		1	6
地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮		2	6
■市単独事業の適正化			
市単独事業の見直し		3	7
団体補助金・イベント補助金等の見直し		4	7
道路・橋梁の整備計画の見直し		5	8
■公営企業等の経営健全化			
病院事業の経営健全化		6	8
水道事業の経営健全化		7	9
下水道事業の経営健全化		8	9
第三セクターの経営健全化と自立の促進		9	10
②行政サービスの負担水準の適正化			
■公共施設の使用料・手数料の適正化			
公共施設に係る使用料・手数料の見直し		10	10
■行政サービスの維持に係る負担の適正化			
検診料の見直し		11	11
し尿収集運搬処分手数料の見直し		12	12
有機センターの利用負担の見直し		13	12
窓口証明手数料の見直し		14	13
放課後児童クラブの負担金の見直し		15	13
市民バス運賃の見直し		16	14
③公共インフラの適正な管理			
■公共施設管理の適正化			
公共施設個別計画の推進		17	14
公共施設マネジメントの確立		18	15

実行プログラム		No.	頁
	■社会インフラ管理の適正化		
	公共工事の業務委託コストの縮減	19	15
	道路や橋梁の機能保全	20	16
	④税収・税外収入の確保		
	■財源の創出		
	公共施設等を活用した広告掲載の推進	21	16
	ふるさと応援寄附金等の推進	22	17
	積立基金の運用による運用益の向上	23	17
	広報紙及びホームページへの広告掲載の推進	24	18
	パソコンへの電子広告の導入	25	18
	市民バス広告掲載事業	26	19
	企業誘致の推進	27	19
	■市保有財産の売却等		
	遊休財産の活用の促進	28	20
	■債権確保策の強化		
	市税等の収納率向上	29	20
	住宅使用料の収納率向上	30	21
	学校給食費の収納率向上	31	22
(2) 行政運営の効率化			
	①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築		
	■行政組織の効率化と職員の育成		
	時代に相応しい行政組織への見直し	32	23
	定員管理の適正化	33	23
	人材育成型人事評価システムの推進	34	24
	職員研修の充実	35	24
	■人件費等の適正化		
	職員人件費の削減	36	25
	②スマート行政の推進		
	■ICTの導入による業務効率化の推進		
	RPAやAIなどの新しい技術の導入推進	37	26
	ICTを活用した効率的な業務運営の推進	38	26

実行プログラム		No.	頁
	■マイナンバーカードの利用促進		
	コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進	39	27
	③経費の節約、業務効率化の推進		
	■経費の節約等		
	公用車の購入経費・維持管理経費の削減	40	28
	電気料金の削減	41	29
	公共施設等のＬＥＤ化の推進	42	29
	パソコン等の超低コスト調達	43	30
	各種委員会等の委員数等の見直し	44	30
	(３) 協働、連携による取組の推進		
	①市民活動の支援によるまちづくりの推進		
	■地域の担い手の育成、まちづくりの推進		
	コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進	45	31
	■市政への市民参加の推進		
	市政情報の発信強化	46	32
	広聴活動の充実	47	32
	まちづくり市民意向調査（満足度）の実施	48	33
	②公民連携の推進		
	■民間委託と民営化の推進		
	保育所・幼稚園の民営化の検討	49	33
	放課後児童クラブの民営化の検討	50	34
	衛生センターの包括的民間委託の推進	51	34
	指定管理者制度の推進等	52	35
	■多様な主体との連携強化		
	地域プラットフォームの活用	53	36
	③自治体間連携の推進		
	■近隣自治体とのＩＣＴ利用環境の共有化		
	電子申請サービスの推進	54	36
	自治体クラウドの導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施	55	37
	■近隣自治体との事務事業等の連携		
	市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）	56	38
	航空写真共同撮影による委託経費の削減	57	38

3	実行プログラムの内容
----------	-------------------

行財政改革実行プログラムの調書の見方は次のとおりです。

実行プログラム		①		②		所管課	③										
現 状 と 課 題	④																
										取 組 概 要	⑤	達成 指標 等	達成指標	⑥			
													内容や 数 値	⑦			
													設定根拠	⑧			
期 待 さ れ る 効 果	⑨																
実 施 計 画	実 施 概 要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル															
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7											
	詳 細 内 容 (目標 値等)			⑩													
			⑪														

項 目	説 明
① No.	実施計画全体の通し番号を記載しています。
② 実行プログラムの名称	実施計画を構成する実行プログラムの名称を記載しています。
③ 所属課	実行プログラムを推進する部署名を記載しています。
④ 現状と課題	当該プログラムに取り組む理由、解決すべき課題を記載しています。
⑤ 取組概要	改革の目標に向けての今後の進め方などを記載しています。
⑥ 達成指標	当該実行プログラムが達成を目指す指標について記載しています。
⑦ 内容や数値	達成指標についてさらに具体的な数値等を記載しています。
⑧ 設定根拠	達成指標等の根拠となる法令等について記載しています。
⑨ 期待される効果	改革を推進することで生み出される効果等について記載しています。
⑩ 実施概要	年度ごとの取組の概要を記載しています。
⑪ 詳細内容（目標値等）	取組に係る年度ごとの件数や効果額等について記載しています。

(1) 持続可能な財政運営の推進

①財政健全化の推進

・財政規律の確立と持続可能な財政運営

実行プログラム		1 財政健全化中期行動計画の推進		所管課	まちづくり推進部	財政経営課					
現状と課題	本市の財政運営においては、行財政改革の着実な推進とともに、平成30年3月に策定した財政健全化基本指針及び長期財政計画の下、適正な財政規模への移行に向けた取組を推進している。しかしながら、当初予算編成において財源不足により財政調整基金の多額の取り崩しが毎年続いており、数年後には財政調整基金の枯渇が懸念される状況にあること、令和3年度からの普通交付税一本算定による大幅な減額が見込まれていること、地方債残高が税収の約7倍に相当する約540億円にまで膨らんでいること、今後、近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれていること、平成30年度決算の将来負担比率が県内自治体中の最高水準である95.7%にまで一挙に上昇するなど、非常に厳しい状況となっており、より一層の歳入確保と歳出削減の取組により、財政の立て直しを図ることが喫緊の課題となっている。										
	取組概要	財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準や財政再生基準に加え、市独自の財政規律を導入し、5年後の目標値達成に向けた健全な財政運営を計画的に推進する。 ・財政規模の上限設定 ・財政調整基金年度末残高の下限設定 ・地方債発行額の上限設定 ・将来負担比率の上限設定 ・繰出金の上限設定 ※行動計画期間中、市行財政改革推進本部等において検証や進捗管理を行う仕組みを構築し、目標達成に向けてフォローアップを行う。なお、財政調整基金年度末残高の下限及び将来負担比率の上限の基準を超えることが見込まれる場合には、緊急的な財政アピールを発出し、市民をはじめ関係者間で状況の共有を図るとともに、追加的な対策を講じるものとします。	達成指標	財政規律の確立と持続可能な財政運営 財政調整基金残高25億円の堅持							
内容や数値			令和5年度の目標値 ・財政規模は419億円程度を上限設定 ・財政調整基金年度末残高は25億円程度を下限設定 ・地方債発行額は40億円程度を上限設定 ・将来負担比率は100%を上限設定 ・繰出金は繰出基準内を上限設定※関係部署要協議								
設定根拠			・財政健全化中期行動計画（令和元年11月策定） ※計画期間は令和元年度から令和5年度								
期待される効果	財政危機を未然に防止する観点から、国の早期健全化基準や財政再生基準に加え、市独自の財政規律を導入し、5年後の目標値達成に向けた健全な財政運営を計画的に推進することで、数年後の財政調整基金の枯渇が回避され、持続可能な財政運営が図られる。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		財政健全化基本指針及び長期財政計画の推進									
		財政健全化中期行動計画の推進									
	詳細内容（目標値等）	・財政健全化中期行動計画の進行管理 ・行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理	・財政健全化中期行動計画の進行管理 ・行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理	・財政健全化中期行動計画の進行管理 ・行動計画調書及び効果額目標等の更新等 ・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理	・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理	・財政健全化基本指針と長期財政計画の進行管理					

実行プログラム		2 地方債の償還期限の延長及び据置期間の短縮		所管課	まちづくり推進部	財政経営課					
現状と課題		将来的な市財政の状況は、普通交付税の合併算定替えの終了や、人口減少などの影響による交付額の大幅な減少などから、段階的に財政規模が縮小していくことが見込まれる一方、地方債残高が税収の約7倍に相当する約540億円となり、さらに近年実施した公共施設の整備に係る地方債の償還が一斉に開始されることが見込まれ、後年度における公債費負担が高水準で推移することから、財政構造の硬直化が懸念される。									
取組概要		これまで活用した地方債や今後活用する地方債の償還期限の延長、新規借入時の据置期間の短縮により、公債費の抑制を図るもの。	達成指標	公債費の抑制及び償還元金の平準化							
			内容や数値	■借換債における償還期限の延長 ・施設整備（ハコモノ）に活用した地方債を対象とする （20年償還→30年償還） ■借入時において30年償還に設定 ・施設整備（ハコモノ）を対象とする							
			設定根拠	・財政健全化中期行動計画（令和元年11月策定） ※計画期間は令和元年度から令和5年度							
期待される効果		義務的経費の公債費が抑制されることから、財政硬直化の抑制が図られる。									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		償還期限の延長、長期償還の借入及び据置期間の設定									
	詳細内容（目標値等）	(対象地方債なし)		・借換債（合特）の償還期限を延長 ※影響は翌年度に発生		・R4借換債元金償還額（合特 △23,160千円） ・R元地方債元金償還額（合特 △26,377千円） ・借換債（合特）の償還期限を延長		・R5借換債元金償還額（合特 △4,485千円）			

・市単独事業の適正化

実行プログラム		3 市単独事業の見直し			所管課		まちづくり推進部		まちづくり推進課		ほか				
現状と課題		国の基準や県内の他の自治体の実施水準を超えて実施しているサービスや、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施しているような事業については財政的に大きな負担となっていることから見直しを図る必要がある。													
取組概要		・近隣自治体や人口・面積等が同程度の規模にある類似団体等の取組も比較・検討しながら、事業の見直しを行う。 ・事業の目的を達成したと思われる事業については廃止する。 ・継続してきた事業であっても、事業の必要性や効果を検証しながら、事業内容を精査し、市の財政状況や社会情勢の変化を踏まえ見直しを図り、公平性や透明性を確保していく。 ・社会情勢を反映し、その時々ニーズに即した事業の見直しを行いながら、効率的で効果的な実施について研究し、事業費の削減に努める。				達成指標		補助金の適正化							
						内容や数値		P D C Aサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,143,021千円							
						設定根拠									
期待される効果		見直しの実施により、単独事業の適正化と財政負担の軽減が図られる。													
実施概要		年度別スケジュール													
		R 3			R 4			R 5			R 6			R 7	
		国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し													
詳細内容 (目標値等)		・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額25,713千円		・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額74,970千円		・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額149,191千円		・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額453,017千円		・国の基準や他の自治体等の実施水準を超えて実施している事業の見直し ・12事業 ・効果額440,130千円					

実行プログラム		4 団体補助金・イベント補助金等の見直し		所管課	まちづくり推進部	まちづくり推進課	ほか				
現状と課題	これまで、補助金見直し方針に基づき、補助金の終期の設定や補助率の上限の設定などを行い、補助金等の見直しを図ってきたが、見直し後も国の制度改正や新たな補助金等の創設などにより、補助金等の予算額は増加している状況である。 今後は、補助金の必要性・補助額の妥当性を検証するにあたり、近隣自治体や類似団体との比較等も検討に含め、補助額等の水準を適正化することが必要である。 原則、補助金等の補助期間を3年として設定し、その終期に併せ補助金等の見直しを行うこととしているが、今後市の歳入の伸びが期待できない中で支出される補助金等が、財政運営上過重な負担とならないよう整理が必要である。										
	取組概要	・各部局が実施する補助事業については、行政評価の手法を用い、特に公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などを振り返り、PDCAサイクルにのっとった不断の見直しの徹底を行う。		達成指標	補助金の適正化						
内容や数値				PDCAサイクルによる不断の見直しを図り、順次、整理、合理化を実施する。 ・5年間の効果額合計 1,479,898千円							
設定根拠											
期待される効果	PDCAサイクルにのっとった不断の見直しの徹底により、補助金等の適正化が図られる。また、適正化の進展により、補助金等の整理、合理化が期待できる。										
実施概要	実施概要	年度別スケジュール									
		R3		R4		R5		R6		R7	
		PDCAサイクルにのっとった不断の見直し									
		R元以降の5年間で段階的に縮減									
計画	詳細内容(目標値等)	・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額218,924千円		・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額229,790千円		・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額326,931千円		・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・段階的な縮減 ・効果額353,979千円		・公益性、社会的ニーズ、有効性、妥当性、団体における既得権化などの補助事業評価の実施 ・効果額350,274千円	

実行プログラム		5 道路・橋梁の整備計画の見直し			所管課	建設部	道路課	
現状と課題	本市では、合併時に旧町から引き継いだ整備路線が多く、その中で未着手の路線も多いことや、合併後に地域から出された要望路線も多数となっており、整備が遅れている状況である。また、国等の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業に取り組んでいるが、既存施設の維持修繕に係る事業に国の方向性がシフトしてきていることから、道路整備事業に対する配分が厳しくなっており、今後もこの状況は続くものと懸念される。 少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網の整備促進による交通体系の変化などから、道路整備の方向性を見直し、満足度の高い道路整備となることが必要不可欠である。 限られた財源の中で、より有効な投資ができるよう、計画的かつ効果的な道路整備を図るため、道路の路線評価を基に、整備路線の優先度を見極め、事業に取り組んでいくことが求められている。							
	取組概要	道路及び橋梁の整備について、少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網の整備促進による交通体系の変化により、道路網の方向性を見直し必要な道路を見極め、道路や橋梁などの新設整備を抑制し、事業費の縮減を図る。	達成指標等	達成指標	道路・橋梁の整備計画の見直し			
				内容や数値	効果額：225,000千円			
				設定根拠	-			
期待される効果	道路・橋梁の新設整備の抑制に取り組むことにより、インフラの維持管理費の捻出が期待され、計画的な修繕等への対応に財源が振り向けられる。							
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
	詳細内容(目標値等)	道路・橋梁の整備計画の見直し (一財45,000千円)						

・公営企業等の経営健全化

実行プログラム			6 病院事業の経営健全化		所管課	医療局	経営企画課	
現状と課題	登米市病院事業は、新医師臨床研修制度や専門医制度などの国の医療制度改革への対応の遅れや、新公立病院改革ガイドラインで示す経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しへの取り組みが不十分だったことなどにより、毎年度収支の赤字が続いている。 こうした状況から、医師の確保へ向けた取組として、登米市民病院の基幹型臨床研修病院の指定に向けた取組や、大学等への医師派遣要請などの取組を積極的に行う必要がある。 再編・ネットワーク化の取組では、登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院は回復期と慢性期医療を担う病院に医療機能を分担し、3病院が連携した医療提供体制の構築が必要である。 さらに、病院経営の効率化と経営改善を図る取組として、平均在院日数の短縮や病床稼働率の向上等による収入確保を図るとともに、経費のさらなる削減に向けた取組を進める必要がある。 また、一般会計からの繰入金については、資金不足が発生している状況もあり、平成30年度以降は年間20億円程度になっているほか、平成30年度に竣工した米谷病院の建設費に係る企業債償還金が令和3年度から開始（毎年1億5千万円～3億円）することなどで、更に増加していくことが見込まれるため、財政運営に与える影響が大いことから、病院事業の経営健全化を推進していく必要がある。							
	取組概要	国が策定した新公立病院改革ガイドラインや県が策定した地域医療計画・地域医療構想との整合性を図りながら、令和3年2月に「第4次登米市立病院改革プラン」を策定し、地域の医療提供体制と将来の病床機能のあり方などの具体的な将来像を示した。 また、改革プラン及び地域医療構想を踏まえた各病院、診療所等の役割を明確化し、収入確保と経費削減への取組を強化し、基準外繰入金の削減に最大限に取り組み経営の健全化を図る。	達成指標	登米市立病院改革プランの達成				
内容や数値			・病床利用率の向上 ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減					
設定根拠			登米市立病院改革プラン					
期待される効果	経営健全化の取組を進めることで、病床利用率の向上と経常収支の改善、継続的・安定的に良質の医療を提供することが可能となる。 【参考】登米市立病院改革プラン：平成20年12月（策定）、平成22年2月（改訂） 第2次市立病院改革プラン：平成24年2月（策定）、平成26年1月（改訂） 第3次市立病院改革プラン：平成28年11月（策定） 第4次市立病院改革プラン：令和2年12月（策定）、令和6年3月（改訂）							
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
		第4次登米市立病院改革プランの実施						
		病床利用率の向上、経常収支の改善、不良債務の縮減						
	詳細内容（目標値等）	・病床利用率の向上（市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上（市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上（市民92%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上（市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減	・病床利用率の向上（市民88%、米谷・豊里85%） ・経常収支の改善 ・不良債務の縮減		

実行プログラム		7 水道事業の経営健全化		所管課		上下水道部		経営総務課			
現状と課題	本市の水道事業を取り巻く環境は年々変化しており、最大の課題は人口減少による給水収益（料金収入）の減少である。その反面、水道事業の保有する固定資産の額は合併以来増加傾向にある。これは、震災対策や老朽管の更新などを積極的に進めてきたためである。人口が減少して資産が増加する傾向が続くと、1人当たりの資産の維持管理や更新に係る費用が増大する。人口や給水量の減少に伴い水道施設の統廃合を行い資産の減少を図ることが必要となるが、安全な水を安定的に供給するためには、施設の更新を今後も継続しなければならない。 多くの施設が、耐用年数を迎える時期となり、大規模な更新も行っていかなければならない状況の中においても、経営の健全性が求められることから、経営状況についても市民に広く説明を行っていかなければならない。										
	取組概要	登米市地域水道ビジョンに掲げる「市民が安心して暮らせる市の責任による水道事業の確立」を基本理念とし、「安定経営の水道を目指します一次世代に向けた水道事業の確立」を施策目標として、安全、安心で安定した水道事業を構築するとともに、有利な財源等の確保に努め、効率的な経営の確立を図る。 また、宮城県において設置した「宮城県水道事業広域連携検討会」において、広域連携の可能性について具体的に検討していくこととしている。			達成指標	登米市地域水道ビジョン実施計画管理指標					
内容や数値					登米市地域水道ビジョン実施計画目標値						
設定根拠					水道事業ガイドライン						
期待される効果	老朽施設の更新及び耐震化を図るとともに、水需要の減少に伴い施設運用のコスト削減や効率化のための再配置・再構築を行う必要があるが、更新需要の将来的な年度集中を避け、平準化させる等の資産管理の手法を用いて策定した「施設更新計画」により、効率的かつ効果的な施設管理と財務管理を行うことができる。また、水安全計画等に基づいた危機管理に取り組むことによって安全、安心で安定した水道供給が図られる。 【参考】 登米市地域水道ビジョン：平成21年8月（策定）、平成26年10月（改訂） 登米市地域水道ビジョン実施計画：平成26年10月（策定）										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		地域水道ビジョンの見直し				地域水道ビジョンの改訂					
		地域水道ビジョンの評価									
	詳細内容（目標値等）	・毎年のローリング（更新・見直し） ・水道ビジョンの計画目標の令和5年度に向けて、令和3～4年度で見直しを行う。			・改訂		・毎年のローリング（更新・見直し）			・毎年のローリング（更新・見直し）	

実行プログラム		8 下水道事業の経営健全化		所管課	上下水道部	経営総務課	
現状と課題	全国的にも少子高齢化が進む中、国としても持続可能なサービス提供に施策の重点が移ってきており、地方公営企業法を適用していない公共下水道事業・簡易水道事業については、地方公営企業法の適用をするよう地方自治体に要請があり、本市の下水道事業においても、令和2年度から地方公営企業法の全部を適用した。 本市の下水道事業は、公共下水道事業が5処理区、農業集落排水事業が26地区で整備を進めてきた。令和元年度末の整備率は共下水道事業88.2%で、令和5年度までの整備完了を目指しており、農業集落排水事業は全地区で供用を開始している。 これまで多くの施設を整備してきたことから、多額の企業債残高を抱え、さらに今後、施設の老朽化による改修や更新に多額の費用が見込まれている。一方で、将来人口の減少や節水機器の普及もあり下水道使用料の増収が見込めない状況とあわせて、一般会計からの繰入も多いことから、経営の健全化が重要な課題となっている。						
	取組概要	企業会計に移行したことに伴い、経営の見える化を図り、平成28年度に策定した中長期的な基本計画である「登米市下水道事業経営戦略」の改定を行う。 改定の内容は、今後の人口減少や節水動向などの需要予測と老朽化した施設の更新や統廃合、また、施設管理業務や浄化槽事業も検討に加え、将来必要となる事業量や必要経費を把握した上で、適切な使用料水準についても検討し、基準外の一般会計繰入金の削減に取り組む。	達成指標	登米市下水道事業経営戦略			
内容や数値			中長期にわたる経営健全化、安定的なサービスの提供				
設定根拠			経営戦略策定ガイドライン				
期待される効果	下水道事業は、汚水の処理と雨水の排除により、健康で快適な生活環境の改善に寄与し、市民生活に欠かすことのできないライフラインであり、公費負担はあるものの公営企業に求められる独立採算制の原則に基づき、使用料等の財源の検討による収益の増収と施設の統廃合や管理の見直しによる費用の削減を進め、将来にわたり健全で持続可能な事業経営を継続できる。						
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
		経営戦略の見直し		経営戦略の推進・検証			
	詳細内容(目標値等)	・経営戦略の改定（投資・財政計画（下水道使用料見直しの検討も含む）	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保	・経営戦略に基づく施設の更新及び財源の確保

実行プログラム		9 第三セクターの経営健全化と自立の促進		所管課		産業経済部		農政課		観光物産戦略課	
現状と課題	第三セクターは、行政と連携した地域振興や産業の活性化等を図ることを目的として、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしてきたが、独立した経営体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組む必要がある。 また、今後の方向性として市民ニーズや行政需要の高度化・多様化に伴って、公的関与の必要性が薄れてきた現状もあることから、公的関与を見直して法人経営の自立化を図るため、株式の民間譲渡などによる完全民営化に向けた取組を行う必要がある。										
	取組概要	平成23年2月に「第三セクターに係る今後の方向性について」報告書がまとめられており、法人の運営状況と公的関与のあり方等について点検評価するとともに、経営の抜本的な改善や民営化等について検討する。			達成指標	各第三セクターの方向性の決定					
内容や数値					各第三セクターに係る検討結果に基づく対応の実施						
設定根拠					登米市第三セクター調査検討委員会検討事項内容						
期待される効果	各第三セクターともに、公共性や効率性など長所を生かした事業を展開して地域活性化に貢献してきたが、株式の民間譲渡などによる完全民営化等を基本として点検・評価を行って方向性を決め、第三セクターの経営健全化と自立の促進することで公的関与の度合いを下げられる。 【参考】：第三セクターの状況(平成27年4月1日現在) 商法法人4団体（㈱いしこし、㈱とよま振興公社、㈱なかだ農業開発公社（出資割合25％以下）、㈱みやぎ東和開発公社（出資割合25％以下）										
実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										
	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
	継続した調査の実施と自立の促進										
計画	詳細内容(目標値等)										
	・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検		・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検		・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検		・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検		・運営状況の点検評価 ・公的関与のあり方と自立に向けた取組状況の点検		

②行政サービスの負担水準の適正化

・公共施設の施設使用料等の適正化

実行プログラム		10 公共施設に係る施設使用料等の見直し			所管課	まちづくり推進部		まちづくり推進課	
現状と課題		公共施設は、本来、受益者負担の原則の下、利用者からの使用料により運営されるべきものだが、本市においては長年にわたり据え置かれていることに加え、使用料については減免の範囲が広いうえ、減免割合が大きくなっている状況にある。							
取組概要		・施設使用料の見直しの実施 ・改定サイクルのルール化 ・減免・減額制度の見直し			達成指標等	達成指標 使用料等の適正化			
					内容や数値	・受益者負担の適正化を図る。 ・減免制度の見直しにより適正化・平準化を図る。			
					設定根拠	登米市公の施設の使用料の減免等に関する規則ほか			
期待される効果		・公共施設の使用料等については平成18年度に見直しを行って以降、全庁的な見直しを行っていない状況にある。使用料で賄えない施設の運営等の経費については、市税などの一般財源により賄うこととなり、施設を利用していない方も含め市民全体の負担となっている。今後見直しを行うことで市民負担の公平性の確保を図る。 ・一定期間ごとの改定をルール化することにより、原価（コスト）の変動要因を使用料に適正に反映させる。 ・現在の減免状況を使用頻度や減免金額等から状況分析をした上で、減免の割合や適用条件といった減免制度の基準の見直しを行い市民負担の公平性の確保を図る。							
実施概要		年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル							
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
見直し方針策定・条例改		改正条例施行							
改定サイクル・減免制度検討		改定サイクルルール化・減免制度見直し施行							
詳細内容（目標値等）		・使用料等見直し方針案の策定 ・市民意見の聴取	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。	・使用料等、減免の見直しにより、受益と負担の適正化を図る。		

・行政サービスの維持に係る負担の適正化

実行プログラム		11 検診料の見直し		所管課		市民生活部		健康推進課			
現状と課題	検(健)診は、生活習慣病等の予防と、疾病の早期発見による重症化予防を目的として実施しており、本市の受診率は、県内でも上位を推移している。 現在、本市では、一部の検診を除いて自己負担を徴収していないが、他の自治体は医療費と同程度の自己負担を徴収している。公共サービスの適正化と財政の健全化を図るため、令和4年度から段階的に自己負担を徴収し、他の自治体と同水準の自己負担に向けて検討をしていく。 今後においても、国や近隣自治体の動向について情報収集を継続しながら、各種検診への自己負担や検査項目の必要性、受診率の向上及び市民の医療負担の軽減と財政健全化の観点から、総合的に検証を行っていく必要がある。										
	取組概要	自己負担を徴収したことによる検診率への影響を検証するとともに、近隣市町村の検診実施状況の把握や、国におけるがん検診の指針等を注視しつつ、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。	達成指標等	達成指標	検診料の適正化						
内容や数値等				・ 検診料総額に占める自己負担割合 ・ 重症化予防による医療費の適正化 ・ 効果額119,672千円							
設定根拠				使用料等検討結果報告書（平成21年度）							
期待される効果	実施する検診項目の見直しや項目ごとに自己負担を徴収することにより財政負担の軽減をするとともに、市民が検診を自己負担し受診することにより、「自分の健康は、自分で守る」という意識の向上が図られる。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		徴収に向けた調整		受診率の検証							
				実施する任意検診項目の見直し							
	検診自己負担料の検討										
	詳細内容(目標値等)	・ 徴収に向けた調整		・ 自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・ 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・ 自己負担割合の検討 ・ 効果額18,773千円		・ 自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・ 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・ 自己負担割合の検討 ・ 効果額18,773千円		・ 自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・ 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・ 自己負担割合の検討 ・ 効果額41,063千円		・ 自己負担に伴う受診率への影響を検証 ・ 科学的な根拠に基づく実施検診項目の判断 ・ 自己負担割合の検討 ・ 効果額41,063千円	

実行プログラム		12 し尿収集運搬処分手数料の見直し			所管課	環境事業所	衛生センター		
現状と課題	し尿収集運搬業務委託料は経費の上昇に伴い、平成元年の37.08円/10L(税込)から現在の72.6円/10L(税込)へと段階的に見直しを行っている。 一方、し尿収集運搬処分手数料は67円/10ℓで、収集運搬業務委託費が上回っている状況にある。								
取組概要	安定したし尿収集運搬処理を行うため、受益者負担の観点から手数料の見直しを行う。				達成指標	適切な受益者負担と、施設運営の財源確保			
					内容や数値	・し尿収集運搬処分手数料の改定による歳入の増 ・効果額 14,335千円			
					設定根拠	ー			
期待される効果	・手数料の見直しを行うことで、適切な受益者負担による収入が確保され安定した収集運搬業務が維持される。								
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル							
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7			
		手数料の検討		手数料の改定、効果の検証					
	詳細内容(目標値等)	・適正な利用者負担の検討と手数料の算定		・手数料の改定 (R4.4) ・料金改定による増収 (効果額3,864千円)		・料金改定による増収 (効果額3,487千円)		・料金改定による増収 (効果額3,313千円)	

実行プログラム		13 有機センターの利用負担の見直し			所管課	産業経済部	農政課	
現状と課題	家畜排せつ物の有効利用と地域の生活環境保全等を目的に、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定（平成16年施行）され、畜産農家は、法に基づき家畜排せつ物管理施設の整備が義務付けられた。これに対応し、合併前の各町では、関係団体等の意見も踏まえ、平成13年度以降有機センターを建設し、運営を行ってきました。有機センターは、畜産農家と耕種農家が連携強化、畜産による公害防止、有機センターで生産する良質堆肥の使用による地力改良及び地力増強など、循環型農業の形成を推進する拠点施設として稼働しています。施設は、建設から15年以上経過していることから、経年劣化による故障が多く、修理費が増加しており、修理期間による稼働停止に伴い利用も減少している。							
取組概要	6施設ある有機センターを集約し、運営を実施するための調整や整理を行うとともに、老朽化している設備等の大規模な修繕を行い、効率的な運営を図る。その後、運営の検証と情報収集を継続しながら、健全な運営の方向を検討し、利用料の適正な判断を行う。 近隣市町村の実施状況の把握を行うとともに、本市としての施策の重要度や財政的な見通しも含め、総合的に判断を行う。				達成指標	利用負担の適正化		
					内容または数値	・集約化による利用率の変化 ・集約化（設備更新）による修繕の健全化 ・5年間の効果額 28,857千円 ※現段階の効果額は、指定管理料及び緊急修繕から推定		
					設定根拠			
期待される効果	畜産経営の大規模化から堆肥処理施設の整備が進み、畜産経営体での良質堆肥の製造や散布等が進んでいる状況もあり、有機センターを建設した当時から市内の畜産経営に変化があることから、現状に合った運営に変更することで、運営の健全化が期待される。							
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ュ ー ル						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
		施設の集約化による運営の実施				利用料の見直しと実施への調整		
		健全な運営の検証						
	詳細内容（目標値等）	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・近隣市町村の実施状況の調査（利用料の検討） 効果額 4,213千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・利用料の見直し、利用組合との協議 効果額 5,161千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・状況等を踏まえ適正運営の検証 効果額 7,161千円	・運営状況の点検評価 ・利用率の向上による運営の健全化 ・状況等を踏まえ適正運営の検証 効果額 7,161千円		

実行プログラム		14 窓口証明手数料の見直し			所管課		市民生活部		市民生活課			
現状と課題		窓口手数料については平成28年9月1日に住民票謄本300円を200円に、戸籍附票謄本300円を200円に改正し、他の証明書の金額に合わせた。本市の手数料は周辺自治体と比較して低く設定されており、消費税の引き上げを考慮しながら見直しを行なう。										
取組概要		・ 窓口証明書手数料の一部改正			達成指標等		達成指標 財源の確保					
					内容や数値		窓口手数料の一部改正による歳入の増 ・ 効果額3,124千円					
					設定根拠							
期待される効果		・ 適正な手数料の徴収 ・ 安定した歳入										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
	手数料の調査、検討		窓口手数料の改定・効果の検証等									
詳細内容(目標値等)	・ 周辺自治体との比較を含む手数料の検討		・ 適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・ 効果額781千円		・ 適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・ 効果額781千円		・ 適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・ 効果額781千円		・ 適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・ 効果額781千円		・ 適正な窓口証明手数料の算定 200円→210円 78,100件/年×10円 ・ 効果額781千円	

実行プログラム		15 放課後児童クラブの負担金の見直し		所管課	福祉事務所	子育て支援課	
					教育部	生涯学習課	
現状と課題	県内の市町村のほとんどが放課後児童健全育成事業利用者負担の有料化を実施していることから、本市においても平成27年度に検討を行った結果、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型などの放課後児童対策の整備を優先的に実施するとともに子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、平成28年度からの利用料金徴収を見送った経緯があったが、公平性の確保と安定した財源確保の観点から令和4年度の実施に向け調整を行った。						
取組概要	放課後児童対策の持続的な運営に向けた自主財源確保に取り組む。			達成指標	・利用者負担金の適正化		
				内容や数値	・放課後児童健全育成事業利用料の設定 ・効果額145,242千円		
				設定根拠	公共サービスの受益者負担の適正化		
期待される効果	放課後児童対策における公共サービスの受益者負担の適正化を図ることにより、放課後児童クラブの適正な運営と財源の確保が期待できる。 【参考】令和2年度 放課後児童クラブ数：18、放課後児童クラブ登録児童数：1,093名、放課後児童指導員数：87名 (仮)金額 【R1.11.26 現在 ※調整中】 通年利用：月～金 3,000円、月～土 4,000円 長期休業：夏休み 5,000円、春休み（年度末/年度始） 3,000円、冬休み 3,000円 一時利用：300円						
実施計画	実施概要	年度別スケジュール					
		R3	R4	R5	R6	R7	
		徴収へ向けた調整 → 利用料金徴収 →					
計画	詳細内容(目標値等)	・徴収に向けた調整	・利用料金 38,154千円 ・登録児童数 954人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 36,894千円 ・登録児童数 924人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 35,710千円 ・登録児童数 895人 ・一時利用 2,000人	・利用料金 34,484千円 ・登録児童数 859人 ・一時利用 2,000人	

実行プログラム		16 市民バス運賃の見直し		所管課		まちづくり推進部		市民協働課		
現状と課題		市民バスの運賃については、平成17年度から100円均一としており、この間に行われた二度にわたる消費税の値上げ時にも据え置きとなっていることから、安定した運賃収入の確保のために、運賃の見直しを行う必要がある。								
取組概要	・市民バス運賃を100円から200円に見直し ・広報紙やホームページ等での市民バスの利用促進啓発 ・広報紙やホームページ、車内広告等による市民バスの維持経費の周知			達成指標	市民バスの運賃収入増による委託料の削減					
				内容や数値	■ 運賃収入増による委託料の削減額 (令和7年までの累計) 136,508千円					
				設定根拠						
期待される効果	・市民バスの運賃の見直しを行うことで、安定した運賃収入を確保することにより、バスの増便など市民からの要望に対応した運行が可能となる。 ・市民バスの維持経費を市民に周知することにより、市民が支える公共交通という意識を醸成し、利用の促進に繋げる。 【参考】 R元決算額(A) 26,387千円 R4見込額 (B) 59,654千円 (運賃見直し後) 効果額 (A-B) 33,267千円									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル								
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7
		市民バスの利用促進								
		運賃の見直し、維持経費の周知								
	詳細内容(目標値等)	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比 (効果額) 3,440千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比 (効果額) 33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比 (効果額) 33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比 (効果額) 33,267千円	・運賃収入増による委託料の削減 R元実績対比 (効果額) 33,267千円				

③公共インフラの適正な管理
・公共施設管理の適正化

実行プログラム		17 公共施設個別計画の推進			所管課	総務部	総務課				
現状と課題	市内の公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成初期を中心に建設された施設であり、今後多くの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕費や建替・更新費用に対する財源の確保が必要となる。 一方で厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展と人口減少に対応していくためには、既存施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応していく必要がある。 このような状況を踏まえ、「登米市公共施設等総合管理計画」を平成28年12月に策定し、行動計画に当たる施設分類別の「公共施設個別計画」を令和2年度に策定予定としており、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を目指すこととしている。										
	取組概要	建物公共施設について、平成27年度を基準年とし令和17年度までの20年間で25%の保有総延床面積の削減に努める。	達成指標等	達成指標	保有延床面積の削減						
内容や数値				■ R 3 ～ R 7 削減面積合計 25,088㎡							
設定根拠				22分類の個別計画							
期待される効果	これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を目指し、将来にわたり持続可能な住みよいまちづくりを実現する。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		個別計画の実施									
		計画の検証・見直し									
	詳細内容(目標値等)	5ヶ年目標									
		・ 民間譲与等 △ 9,362.28㎡ ・ 除却 △13,612.81㎡ ・ 地域移管 △ 2,113.22㎡ ・ 合計 △25,088.31㎡									

実行プログラム		18 公共施設マネジメントの確立		所管課	総務部	総務課					
現状と課題	本市の公共施設は、築30年を超える施設が全体の36%を占め、さらに多くの施設が耐用年数を迎え、老朽化に直面することから、将来のまちづくりを念頭においた施設の必要性和公共施設のあり方について検討をしていく必要がある。 また、少子高齢化等の社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応し、本市のまちづくりを支える拠点施設の整備を行うため、効率的で効果的な活用ができるよう複合化、多機能化を原則とし、将来の財政状況を見据えた建築物総量の管理を行う必要がある。 併せて、建築物を更新する際は、イニシャルコスト、ランニングコスト、解体費までのライフサイクルコストを検証し、公共施設の管理を推進していく必要がある。										
	取組概要	建物公共施設について、複合化、多機能化の推進及びライフサイクルコストの検証に努める。	達成指標等	達成指標	保有施設数の削減、費用総額の見える化						
内容や数値				■ R 3～R 7 複合化、多機能化による削減数合計18施設							
設定根拠				22分類の個別計画							
期待される効果	これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を目指し、将来にわたり持続可能な住みよいまちづくりを実現する。 また、将来の財政負担の軽減・平準化に努めることで、持続的な財政運営を可能にする。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		個別計画の実施									
		計画の検証・見直し									
	詳細内容 (目標値等)	5ヶ年目標 ・機能移転 6施設 ・多機能化 12施設 ・合計 18施設									

・社会インフラ管理の適正化

実行プログラム		19 公共工事の業務委託コストの縮減			所管課	建設部	建設総務課			
現状と課題	本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中して発生することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが求められている。 限られた財源を有効に活用し、効率的な維持修繕を継続して行うため、公共工事発注に伴う経費節減への取組が必要である。									
取組概要	舗装補修工事の発注に伴う測量設計業務について、作業計画や現地踏査、縦横断測量や平板測量などを既存の道路台帳システム図面や航空写真などを活用することで簡素化し、業務委託にかかるコストの縮減を図る。 小規模橋梁補修工事の発注に伴う設計業務について、既存の橋梁点検成果図面を活用し、設計積算についても実績を参考として構造規模別に標準化を図ることにより、設計委託にかかるコストの縮減を図る。				達成指標	公共工事の業務委託コスト縮減の推進				
					内容や数値	①測量設計業務を簡素化により担当者が行う。 ②設計積算の標準化を図り担当者が行う。 削減目標金額は計画事業費などにより各年度毎に算出				
					設定根拠	令和元年度実績により試算				
期待される効果	担当者自らが現場に適した効率的で安価な設計に向け、既存道路台帳図などの資料を有効に活用し、工夫した設計や積算に取り組むことで、コスト低減へ向けた意識改革へ繋がることが期待される。 設計積算の標準化による担当者の業務軽減と迅速かつ効率的な事業推進へ繋がることが期待される。									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル								
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7
		公共工事の業務委託コスト縮減の推進								
										成果の検証・内容検討
	詳細内容(目標値等)	業務委託コストの縮減 (21,100千円)	業務委託コストの縮減 (8,700千円)	業務委託コストの縮減 (5,100千円)	業務委託コストの縮減 (5,100千円)	業務委託コストの縮減 (5,100千円)				

実行プログラム			20 道路や橋梁の機能保全			所管課		建設部		建設総務課		
現状と課題	本市では、高度成長期に整備された道路や橋梁について、これまでの対症療法的な対応では修繕が短期間に集中することが予測され、重い財政負担となることが懸念されることから、道路舗装や橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕時期の分散化による予算の平準化へ向けて、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取り組みが不可欠である。 限られた財源を有効に活用し、より効率的な修繕を行いながら、市民の生活基盤である道路や橋梁の機能確保と維持を継続していくために、道路新設整備の抑制や橋梁施設の集約も含めた社会インフラのコンパクト化などへ向けた取り組みが求められている。											
	取組概要	道路については、新設整備の抑制と予防保全による舗装の延命化などにより、維持修繕費用の削減を図る。 橋梁については、長大橋の長寿命化による維持修繕コスト縮減とその他橋梁の集約化も含めた効率的な修繕による機能維持に努める。 急速に進展した三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備により広域道路のネットワークの強化が図られており、現在の交通体系の状況変化を踏まえて、今後の交通ネットワークの見直しを行い、効率的で効果的な事業実施に努める。					達成指標		－			
内容や数値							－					
設定根拠							－					
期待される効果	道路施設の延命化と橋梁施設の機能維持が効果的に行えるよう工夫しながら取組むことで、職員の維持管理経費の節減への意識改革と業務低減へ向けた効率的な事務の執行へ繋がることが期待される。 現在の道路や橋梁の修繕を適切な時期に行うことで、投資費用をできる限り抑えた効率的で効果的な事業の実施が図られる。											
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
	道路や橋梁の機能保全											
	詳細内容 (目標値等)											

④税収・税外収入の確保

・ 財源の創出

実行プログラム		21 公共施設等を活用した広告掲載の推進			所管課	総務部	総務課	
現状と課題	これまでに、広報印刷物、市ホームページを広告媒体として有効活用し、民間企業などの広告を有料で掲載する広告事業を行ってきた。 平成26年度から公用車を活用した広告事業を行っているが、自主財源の更なる創出を目指す上では、公共施設等を有効活用した新たな広告事業についても検討を進めていく必要がある。							
	取組概要	公用車車両広告を引き続き実施するとともに、庁舎壁面広告、公共施設余剰地への広告看板の設置、広告付き玄関マット、ネーミングライツ、サポーター制度といった新たな広告媒体等の掘り起こしを行い、自主財源の創出に努める。	達成指標	広告収入の確保				
内容や数値			■ R 3～R 7 広告収入合計 6,145千円 ・ 公用車車両広告 576千円×5年＝2,880千円 ・ ネーミングライツ 5施設 2,765千円 ・ その他 100千円×5年＝500千円					
設定根拠								
期待される効果	市が保有する公共施設等の有効活用により、自主財源の創出が図られるとともに、事業者に安価な広告媒体を提供することにより、地域経済の活性化に繋がることが期待される。 【参考】 令和元年度実績 公用車車両広告 576千円（1台当たり月額4千円×12か月×12台＝576千円）							
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
		公用車車両広告の実施、掲載車両の見直し						
		新たな広告媒体の掘り起こし、掲載の実施						
	詳細内容（目標値等）	R3目標効果額計676千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ その他 100千円	R4目標効果額計676千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ その他 100千円	R5目標効果額計676千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ その他 100千円	R6目標効果額計1,941千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ ネーミングライツ 1,265千円 ・ その他 100千円	R7目標効果額計2,176千円 ・ 公用車車両広告 576千円 ・ ネーミングライツ 1,500千円 ・ その他 100千円		

実行プログラム		22 ふるさと応援寄附金等の推進			所管課	まちづくり推進部	まちづくり推進課	
現状と課題	■平成27年度において、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」に掲載し、インターネットからの申込とクレジット決済を導入したことにより、平成26年度比で件数は約39倍、金額は約17倍と飛躍的に増加した。 ■その後、「ふるさとチョイス」内での契約自治体数や返礼品数が急増したことにより、平成29年度においては、79,339千円まで落ち込んだが、平成30年度において「さとふる」と「楽天市場」に参入したことにより、122,382千円まで回復している。 ■令和元年度においては、3割以下の返礼品や地場産品の限定など統一した制度の中で、新たにスタートする競争元年であると言われており、こうした競争に対応していくためには、地域の魅力を「選ぶ」主体に適切に伝える工夫が重要となる。 ■こうしたことから、時代の変化に沿った返礼品の充実と並行し、「まちづくり」や「ヒト」にも共感をもっていただき、「寄附したい」、「応援したい」と思われるような仕組みづくりを進める必要があるとともに、更なる財源の確保に繋げるためには、企業版ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディングについても推進していく必要がある。							
	取組概要	■本市のふるさと納税応援寄附金事業をより充実したものにするため、更なる制度の拡充を図っていく。 ・寄附者との継続的な繋がりを持つ取組の強化 ・返礼品の充実に向けた取組の強化 ・露出機会を高める取組の強化 ■企業版ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディングを推進し、更なる財源の確保につなげる。 ■R1実績件数：6,507件 R3効果額＝目標人数 10,000件-R1実績6,507件 R4効果額＝目標人数 10,120件-R1実績6,507件 R5効果額＝目標人数 11,120件-R1実績6,507件 R6効果額＝目標人数 11,200件-R1実績6,507件 R7効果額＝目標人数 12,200件-R1実績6,507件				達成指標等	達成指標 寄附額の増収 内容や数値 ■寄附額の増収 1,002,695千円 ・R3効果額＝目標額 250,000千円-R1実績157,661千円 ・R4効果額＝目標額 253,000千円-R1実績157,661千円 ・R5効果額＝目標額 278,000千円-R1実績157,661千円 ・R6効果額＝目標額 505,000千円-R1実績157,661千円 ・R7効果額＝目標額 505,000千円-R1実績157,661千円 ■寄附件数の増 48,705件 設定根拠 ・登米市ふるさと応援寄附金条例 ・登米市ふるさと応援寄附金条例施行規則 ・登米市ふるさと応援寄附金に係る謝礼品等贈呈要綱	
期待される効果		■都市住民等における登米市への関心が喚起され、ふるさと応援寄附金事業等の活性化による財源確保が期待される。 ■第二次登米市総合計画重点戦略Ⅴに掲げる交流人口の増加に繋がることが期待される。						
実施計画		実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル					
	R3		R4	R5	R6	R7		
	ふるさと応援寄附金の促進							
		新たな寄附金制度（ガバメントクラウドファンディング等）の検討・導入						
詳細内容（目標値等）	・R1実績対比 効果額92,339千円 (3,493件) ・ふるさと応援寄附金 250,000千円	・R1実績対比 効果額95,339千円 (3,613件) ・ふるさと応援寄附金 250,000千円 ・GCF等 3,000千円	・R1実績対比 効果額120,339千円 (4,613件) ・ふるさと応援寄附金 275,000千円 ・GCF等 3,000千円	・R1実績対比 効果額347,339千円 (18,493件) ・ふるさと応援寄附金 500,000千円 ・GCF等 5,000千円	・R1実績対比 効果額347,339千円 (18,493件) ・ふるさと応援寄附金 500,000千円 ・GCF等 5,000千円			

実行プログラム		23 積立基金の運用による運用益の向上				所管課	会計課		
現状と課題	本市では、積立基金の運用にあたっては、これまで安全性を担保する観点から、その多くを定期預金により運用してきた。一方、現下の経済情勢から、預金金利は低下の一途をたどり、現在の定期預金金利は、1年定期で0.002%～0.025%と非常に低い状況で、このため近年、本市での積立基金での運用益は非常に低い水準で推移している。 こうした金利環境の下で、一層の運用益の向上を図るためには、債券や株券など、より金利の高い金融商品によって運用する必要があるが、その一方で、運用上の安全性の確保、さらには原資となる基金活用を長期的に見通す必要があるなどの課題がある。								
取組概要	令和元年度に基金運用上の課題である「資金の安全性の確保」、さらには「基金活用の長期的な見通し」などを踏まえ策定した「積立基金運用方針」を基に、毎年、基金運用計画を策定し、安全性の高い金融商品として公的機関が発行する債券を計画的に購入することで、積立基金運用による運用益の向上を図るもの。 また、債券購入に当たっては、金利情勢を注視し、有利な条件での債券購入を図ることとする。				達成指標	積立基金運用による運用益の向上			
					内容や数値	積立基金を原資に安全性の高い債券を計画的に購入し、運用益の向上を図る。5年間の効果額20,000千円			
					設定根拠	資金管理方針、積立基金運用方針			
期待される効果	「積立基金運用方針」に基づき、計画的に債券を購入することで、安全性を確保したうえで、確実に基金運用益の増加が図られる。 年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 債券購入額 5億円 5億円 5億円 5億円 5億円 運用益増加額 200万円 300万円 400万円 500万円 600万円 (基準年との比較による増加額を見込んだもの)								
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル							
		R 3	R 4	R 5	R 6		R 7		
	金利情勢を踏まえたうえで「積立基金運用方針」に基づき債券を計画的に購入し運用益の向上を図る								
	詳細内容(目標値等)	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 200万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 300万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 400万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 500万円	金利情勢を注視しながら、有利な条件の下での債券購入を図る(5億円程度) ※債券購入による運用益増加額 600万円			

実行プログラム		24 広報紙及びホームページへの広告掲載の推進			所管課	総務部	市長公室				
現状と課題	市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を推進する必要がある。										
取組概要	広報とめ及び登米市ホームページへの広告掲載を行う事業者を選定し、広告の掲載枠を売却する。				達成指標	広告収入の確保					
					内容や数値	有料広告収入 広報紙：84.33千円×12カ月＝1,012千円 ホームページ：63.25千円×12カ月＝759千円 合計：1,771千円・効果額5年間合計8,855千円					
					設定根拠	登米市広報紙及びホームページ広告掲載要綱					
期待される効果	市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化が図られる。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		広報紙及びホームページ広告枠の売却									
	詳細内容 (目標値等)	有料広告収入：1,771千円		有料広告収入：1,771千円		有料広告収入：1,771千円		有料広告収入：1,771千円		有料広告収入：1,771千円	

実行プログラム		25 パソコンへの電子広告の導入			所管課		まちづくり推進部		D X推進室		
現 状 と 課 題	広告の掲示については、外向けの方法としてエレベータ扉、階段の登り面、自動ドア、カウンター下スペース、ガラス面などに表示することが想定される。さらには各支所等で議会中継を放映しているモニタの未使用時間にCMを放映、議会休憩中に放映などが考えられる。病院事業でも受付にモニタがあるので、同様の取組を行うことで広告収入の拡充が期待できる。 職員向けの広告掲示方法としては、普段使用しているパソコンの画面に表示することが想定される。										
	【現状の広告収入】 ・ホームページ 6,000円～10,000円/1カ月 ・広報紙 20,000円/1枠1カ月 ・ゴミ袋 150,000円/1枠（何枚か不明） ・公用車 4,000円/1カ月										
取 組 概 要	パソコン広告表示の方法を今後検討する。 ・職員のパソコンの壁紙を広告主が作成したものにする ・定刻に画面にポップアップさせる ・スターオフィスの片隅に広告コーナーを設ける デジタルサイネージのあり方について検討する。 ・コンテンツ作成と運用の業務委託 ・イニシャルコストを含めたシステム全般経費と広告料の相殺				達成指標等	達成指標	電子広告掲載数				
						内容や数値	パソコンに電子公告を掲載することで収入確保を図る				
						設定根拠					
期待される効果	税外収入の確保が図られる。										
実 施 計 画	実 施 概 要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		継続的な安定運営									
		電子広告メニューの拡充									
		電子広告件数の拡大									
	詳 細 内 容 (目標値等)										

実行プログラム		26 市民バス広告掲載事業		所管課		まちづくり推進部		市民協働課			
現状と課題		平成23年度から市民バス利用環境改善事業により市で上屋の整備を行ったバス停のうち、壁面のある6カ所（最大掲載数14枠）のバス停については、バス利用者にとっての訴求力が高く、市内企業の広告を掲載するには有効なスペースとなっている。									
取組概要		・事業者から応募された広告について、市で整備したバス停（6カ所）に掲載することで、広告料収入を確保する ・バス停への掲載料については、掲載1枠につき月額5,000円を基本とする。		達成指標等		達成指標 バス停への広告掲載 内容や数値 ■ 広告掲載バス停数 6カ所 ■ 最大掲載数 14枠 ■ 掲載見込み数 7枠 ■ 広告掲載料収入 420千円×5年=2,100千円 設定根拠					
期待される効果		・市で整備したバス停（6カ所）に市内事業者の広告を掲載することで、安定した広告収入が見込まれる。 ・掲載した事業者にとっては、収益増や企業イメージの向上が図られる。									
実施計画	実施概要	年度別スケジュール									
		R3		R4		R5		R6		R7	
		市民バスの利用促進									
	車両広告の掲載・広告料収入の確保										
	詳細内容（目標値等）	・ 広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠）	・ 広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠）	・ 広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠）	・ 広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠）	・ 広告料収入（バス停） 420千円 （5千円×12月×掲載見込み7枠）					

実行プログラム		27 企業誘致の推進		所管課		産業経済部		地域ビジネス支援課			
現状と課題		・財政健全化に向け、歳入の抑制だけでなく歳入の増加につながる取組みによる財源の確保が必要である。									
取組概要		・長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への早期企業立地に向け、3年間集中的に誘致活動を強化 ・新規立地及び市内企業への支援強化による雇用創出		達成指標		税収の増加					
				内容や数値		新規立地企業による税収（法人市民税、固定資産税及び個人市民税）増加の効果 423,651千円					
				設定根拠							
期待される効果		・新規に立地する企業や市内企業の施設規模拡大等により雇用が創出され、法人市民税、固定資産税及び個人市民税の収入増加が見込まれる。 ・このほか、法人所得割税額や個人所得の確保による消費の増加、工場・施設等の建築及び増築による地元企業への経済効果など、数値としては算出できないものの、地域経済の活性化に大きな効果が期待される。									
実施計画		年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		長沼第二工業団地及び登米インター工業団地への企業立地に向けての企業誘致活動									
		工業団地用地売却に向けての誘致活動強化期間									
		詳細内容（目標値等）		・2社の新規企業立地 ・各税の収入増見込 法人市民税 130千円 固定資産税 3,337千円 個人市民税 2,629千円 合 計 6,096千円		・2社の新規企業立地 ・各税の収入増見込 法人市民税 390千円 固定資産税 9,034千円 個人市民税 8,841千円 合 計 18,265千円		・各税の収入増見込 法人市民税 920千円 固定資産税 48,763千円 個人市民税 20,785千円 合 計 70,468千円		・各税の収入増見込 法人市民税 1,480千円 固定資産税 125,137千円 個人市民税 44,436千円 合 計 171,053千円	

・市保有財産の売却等

実行プログラム		28 遊休財産の活用の促進			所管課		総務部		総務課		
現状と課題		市有財産の利活用及び処分等については、平成29年3月に策定した登米市公有財産利活用基本方針に基づき、公有財産等調整委員会での審議を経たのち、遊休財産の売払い処分や貸付等を行っている。 遊休地の処分については、公共施設等総合管理計画個別計画の推進により、今後、除却対象施設など新たな遊休財産が発生することが想定されるため、積極的な貸付やインターネットを活用した売却などを推進する必要がある。現在、無償貸付している貸付地については、借主の理解を得ながら順次、有償貸付に切り替えを行うことで、税外収入の創出に繋げていく必要がある。									
取組概要		遊休財産の洗い出しにより売却可能財産及び貸付可能財産の整理を行う。 売却可能財産については、境界確定等の条件整備をした後、インターネットなどによる一般競争入札の実施を行う。 貸付可能財産については、広報紙やホームページで広く周知を行い、積極的な貸付を行う。 無償貸付している貸付地については、更新時期が到来したものから、借主との協議の上、有償貸付に切り替え財源の創出に努める。				達成指標		遊休財産の売却・貸付金額			
						内容や数値		■ R 3 ～ R 7 の売却等目標合計 ・件数：19件 ・金額：36,522千円			
						設定根拠		遊休財産売却計画、財政健全化中期行動計画			
期待される効果		遊休財産の売却及び貸付により、財源確保が図られるとともに、維持管理コストが削減される。									
実施計画		年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		遊休財産の調査・洗出									
		遊休財産の条件整備と利活用									
		遊休財産の貸付・売却									
詳細内容(目標値等)		公有財産等調整委員会での調整									
		売却等件数 1 件 9,000千円		売却等件数 8 件 16,620千円		売却等件数 5 件 5,065千円		売却等件数 2 件 2,214千円		売却等件数 3 件 3,623千円	

・債権確保策の強化

実行プログラム		29 市税等の収納率向上			所管課	総務部	税務課	
現状と課題	長引く景気の低迷や消費増税、東日本大震災などにより納付の困難な状態が続いてきたが、これまでの市税等徴収率向上計画を着実に実行してきたことで、収納率は確実に上昇しているが、現年収納率が低いため、滞納繰越額の大幅な圧縮は難しい状況となっている。 このため、滞納繰越分の圧縮を図るためには、現年度分の徴収強化策（早期納付勧奨や特別催告等）による新規滞納の抑制と並行して、滞納繰越分に対する滞納処分（財産調査による差押えや搜索、不動産公売等の実施）の更なる強化に取り組む必要がある。							
取組概要	第1次市税等徴収率向上計画（平成21～23年度）、第2次市税等徴収率向上計画（平成24～26年度）、第3次市税等徴収率向上計画（平成27～29年度）、第4次市税等収納率向上計画（平成30～令和2年度）、今後も令和3年度から令和5年度までは、第5次市税等収納率向上計画、令和5年度に第6次市税等収納率向上計画を策定し、令和6年度から第6次市税等収納率向上計画に基づき現年度分の徴収強化を行い、滞納繰越額の圧縮をしながら引き続き自主財源の確保に努める。				達成指標	未納市税等の圧縮		
					内容や数値	■ 現年度収入の増額 66,397千円 ■ 滞納繰越額の減額 7,129千円		
					設定根拠	・ 現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率98.34%） ・ 滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率25.79%）		
期待される効果	納税環境の整備（納付機会の拡大、拡充）や現年度分の徴収を強化（新規滞納発生抑止）することで未納市税等の圧縮が図られる。 また、課税客体等の的確な把握を行うことで、滞納繰越分に対する滞納処分の更なる強化が図られる。 【参考】 令和元年度 現年度分調定額：12,072,270千円（収納率：98.34%、収入額 11,872,196千円） 不納欠損額 0千円 滞納繰越分調定額：891,076千円（収納率：25.79%、収入額 229,796千円） 不納欠損額 74,114千円 年度末未収納額：587,165千円（滞納繰越分）							
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
		第5次計画の推進						
計画内容 （目標値等）	詳細内容 （目標値等）	第6次計画の策定		第6次計画の策定				
	・ 現年：98.35% R1増減額：1,207千円 ・ 滞繰：25.85% R1増減額：535千円	・ 現年：98.40% R1増減額：7,243千円 ・ 滞繰：25.90% R1増減額：980千円	・ 現年：98.45% R1増減額：13,279千円 ・ 滞繰：25.95% R1増減額：1,426千円	・ 現年：98.50% R1増減額：19,316千円 ・ 滞繰：26.00% R1増減額：1,871千円	・ 現年：98.55% R1増減額：25,352千円 ・ 滞繰：26.05% R1増減額：2,317千円			

実行プログラム		30 住宅使用料の収納率向上		所管課		建設部		住宅都市整備課					
現状と課題	景気低迷や消費税増税により市民の経済状態に大きな影響がある中、公営住宅行政には住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの構築が求められている。さらに、東日本大震災による就労状況の不安定さから住宅使用料の収納率にも影響が出ている状況にあった。文書催告や訪問催告を行うことで収納率は回復傾向にあるが、現年度の収入未済額が滞納繰越分の収入額を上回り、未納住宅使用料の大幅な圧縮には至っていない。今後は、未納住宅使用料の圧縮に向けて、嘱託徴収員による未納者への継続的なアプローチと適切な状況把握を行うとともに、悪質な滞納者に対しては税務課への移管並びに催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行い、納付者との公平・公正性の確保を図る必要がある。												
	取組概要	滞納繰越分への徴収強化に取り組むとともに、新たな滞納繰越分の発生を抑制するため、現年末納者及び連帯保証人への早期対応を行い、滞納者の生活・経済状況を的確に把握した上で、生活困窮者に対しては適切な整理、対応を行う。 また、悪質な滞納者に対しては税務課への移管や催告主義から申立て（民事執行）主義の滞納整理への切り替えを行うため、職員が債権管理、回収に必要な知識、技術の習得に努め、必要に応じて顧問弁護士へ相談し効率的で有効な方法を選択する。				達成指標		未納住宅使用料の圧縮					
達成指標等						内容や数値		■ 現年度収入の増額 累計 2,561千円 ・市営住宅 1,886千円 ・定住促進住宅 675千円 ■ 滞納繰越の減額 累計 217千円 ・市営住宅 119千円 ・定住促進住宅 98千円					
								設定根拠		・現年分：R 1 調定×（各年度目標収納率－R 1 収納率市営住宅95.30% 定住促進住宅97.71%） ・滞繰分：R 1 調定×（各年度目標収納率－R 1 収納率市営住宅17.75% 定住促進住宅14.97%）			
期待される効果	悪質滞納者に対して法的手段を講じることで未納者の納付意識の向上が期待され、納期内納付者との公平性が保たれるとともに、生活困窮者への適切な対応により未納住宅使用料の圧縮が図られる。 【参考】 令和元年度 市営住宅使用料 現年度分調定額：145,083千円（収納率95.30%、収入額 138,266千円） 滞納繰越分調定額：34,002千円（収納率17.75%、収入額 6,032千円）不納欠損 12千円 年度末収入未済額：34,775千円 令和元年度 定住促進住宅使用料 現年度分調定額：74,800千円（収納率97.71%、収入額 73,084千円） 滞納繰越分調定額：7,803千円（収納率14.97%、収入額 1,168千円） 年度末収入未済額：8,351千円												
実施概要	年度別スケジュール	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7			
		随時催告、訪問徴収の実施による未納住宅使用料の圧縮											
実施計画	詳細内容（目標値等）	・現年 市営住宅：95.50% R 1 増減額：290千円 定住促進住宅：97.85% R 1 増減額：105千円 ・滞繰 市営住宅：17.80% R 1 増減額：17千円 定住促進住宅：15.20% R 1 増減額：18千円		・現年 市営住宅：95.53% R 1 増減額：334千円 定住促進住宅：97.87% R 1 増減額：120千円 ・滞繰 市営住宅：17.81% R 1 増減額：20千円 定住促進住宅：15.21% R 1 増減額：19千円		・現年 市営住宅：95.56% R 1 増減額：377千円 定住促進住宅：97.89% R 1 増減額：135千円 ・滞繰 市営住宅：17.82% R 1 増減額：24千円 定住促進住宅：15.22% R 1 増減額：20千円		・現年 市営住宅：95.59% R 1 増減額：421千円 定住促進住宅：97.91% R 1 増減額：150千円 ・滞繰 市営住宅：17.83% R 1 増減額：27千円 定住促進住宅：15.23% R 1 増減額：20千円		・現年 市営住宅：95.62% R 1 増減額：464千円 定住促進住宅：97.93% R 1 増減額：165千円 ・滞繰 市営住宅：17.84% R 1 増減額：31千円 定住促進住宅：15.24% R 1 増減額：21千円			

実行プログラム		31 学校給食費の収納率向上		所管課	教育委員会	西部学校給食センター	
現状と課題	学校給食費の滞納額は、平成30年度で28,292千円（現年度分3,969千円、滞納繰越分24,323千円）となっている。滞納者に文書や電話での催告に加え、徴収嘱託員を2名配置して専門的に訪問による滞納給食費の徴収に努めているが、景気低迷や消費増税等により経済的に影響を受けている保護者もあり、滞納額はいまだ28,000千円を超える状態にある。 滞納繰越分が拡大しないよう、特に現年度分の収納率の向上に努めていく必要がある。						
取組概要	平成26年4月1日から学校給食費、保育料、幼稚園授業料の徴収業務を専門的に担当する徴収嘱託員を教育総務課に配置して、訪問による催告・徴収により過年度分を重点的に徴収に努めている。 また、現年度分については、「学校給食費未納解消重点行動」として、定期的に幼稚園、小・中学校の職員、給食センター職員による電話での納付奨励・督促等を行い、収納率の向上に努めている。 滞納繰越分については、納付誓約不履行の高額未納者や遠隔地に転居しているような徴収困難案件を中心に税務課と連携・協議を重ね、移管により法的手段を講じるなど専門的な徴収により未納解消に努めていく。 なお、就学援助対象者については、平成30年度から現物支給を実施し、児童手当からの徴収については、平成25年度の制度設定時から申出に対応している。	達成指標	未納学校給食費の圧縮				
		内容や数値	・現年度収入の増額 3,701千円 ・滞納繰越の減額 98千円				
		設定根拠	・現年分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率98.61%） ・滞繰分：R1調定×（各年度目標収納率－R1収納率14.99%）				
期待される効果	税外システムのネットワーク化や幼稚園及び小・中学校と連携しての徴収対策により、効率的で一元的な収納管理事務や収納率の向上、納入に対する規範意識の向上が図られる。 【参考】 令和1年度 現年度分調定額：274,191千円（R1年度収納率98.61%、収入額 270,366千円） 年度末収入未済額：3,825千円 令和1年度 滞納繰越分調定額：28,292千円（R1年度収納率14.99%、収入額 4,241千円） 年度末収入未済額：24,051千円						
実施概要	年度別スケジュール						
	R3	R4	R5	R6	R7		
計画	随時催告、訪問徴収の実施による未納学校給食費の圧縮						
	詳細内容（目標値等）	・現年：98.86% R1増減額：685千円 ・滞繰：15.02% R1増減額：8千円	・現年：98.87% R1増減額：713千円 ・滞繰：15.04% R1増減額：14千円	・現年：98.88% R1増減額：740千円 ・滞繰：15.06% R1増減額：20千円	・現年：98.89% R1増減額：768千円 ・滞繰：15.08% R1増減額：25千円	・現年：98.90% R1増減額：795千円 ・滞繰：15.10% R1増減額：31千円	

(2) 行政運営の効率化

①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築

・行政組織の効率化と職員の育成

実行プログラム		32 時代に相応しい行政組織への見直し			所管課	総務部	人事課	
現状と課題	組織機構については、これまで出張所の廃止や課の整理統合など、行政需要に合わせ順次見直しを行い、合併当初5部58課であった市長部局の組織は、平成27年4月には5部33課3室、令和2年4月現在には5部30課1室となっている。 これからも、登米市まちづくり基本条例で規定する「市民が主体のまちづくり」、「住み良い地域社会の実現」を目指すため、第二次登米市総合計画の基本理念である協働による登米市の持続的な発展を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみ易い組織体制づくりが必要であり、更なる組織体制の簡素・効率化を進め、市民の利便性の向上と、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを構築することが必要である。							
	取組概要	組織改編については、事務分掌を整理統合するとともに、課及び係の再編・統廃合により、コンパクトで機動的な組織に向けた改編に取り組み、市民にとって分かり易く、親しみ易い組織体制の構築を進める。 また、行政サービスの向上と組織体制の簡素化・効率化との両立を図るため、これまで以上に選択と集中による施策・事務事業の整理に努めるとともに、指定管理者制度の活用や民間事業者への委託、民営化への転換など民間活力をより一層活用し、将来的な人口減少時代を見据えた組織改編を進める。			達成指標等	達成指標 本庁組織の見直し、総合支所の体制及び業務内容の見直しによる組織の効率化 内容や数値 市民にとって分かり易く、親しみ易い組織づくりを図るとともに、市民との協働による地域づくりを推進する組織体制を構築する。 設定根拠		
期待される効果	重複・類似する事務事業の整理に伴う相談体制を整えることで、市民の利便性が向上するとともに事務事業の効率化が図られる。 また、選択と集中による施策・事務事業の整理や市民と行政がそれぞれの役割を明確化することで、市民の主体性が十分に発揮できる公共サービスの運営が図られるとともに、市職員の事務量軽減・人員適正化が図られる。							
実施概要	年度別スケジュール							
	R 3		R 4		R 5		R 6	
実施計画	市民の利便性の向上と効率的で実効性のある行政組織への見直し							
	詳細内容(目標値等)		・類似業務の整理・統合や政策立案体制の充実を図るとともに、本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。		・本庁組織及び総合支所の業務について順次改善する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。		・本庁組織の業務改善及び総合支所の在り方を検討する。 ・市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築を進める。	

実行プログラム		33 定員管理の適正化		所管課		総務部		人事課		
現状と課題	これまで、第1次、第2次及び第3次登米市定員適正化計画を策定し、登米市行財政改革実施計画で示していた平成28年度以降5年間の職員削減目標60人（市全体23人）を念頭に定員管理を行い、職員数の削減に取り組んできたところであり、平成28年度当初の職員数では782人（市全体1,404人）に対し、令和2年度の下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部適用もあり、令和3年度当初の職員数は694人（市全体1,349人）、職員の削減数は88人（市全体55人）となった。 今後とも、第二次登米市総合計画の基本理念である「協働による登米市の持続的な発展」を踏まえ、市民協働による地域づくりを推進するとともに、市民にとって分かり易く、親しみ易い組織体制づくりが必要であり、同時に将来的な人口の減少や地方分権の進展による国・県の権限移譲による事務量の増加及びこれまでの職員採用の抑止に伴う年齢構成バランスの改善を図らなければ、人材育成や人事管理に大きな支障を来す恐れがあることから、今後の定員管理に当たっては、これらの事情にも配慮していかなければならない。 なお、本市の厳しい財政状況を踏まえ、本庁及び総合支所が担っている事務事業の抜本的な見直しを行うなど、将来に向かって持続可能な組織体制の在り方を検討しており、以降の定員管理に当たって適切に反映していくものとする。									
	取組概要	市民サービスの向上及び利便性に配慮しつつ、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の活用により、業務のスリム化・効率化を図っていく。 また、職員数の削減に伴う年齢の空洞化に配慮しつつ、退職者数に対する必要最低限の補充に努めていく。 なお、本庁及び総合支所の業務の見直しを図るなど、より簡素で効率的な組織体制の構築を図る。			達成指標等	達成指標 定員適正化計画に基づく定員管理				
内容や数値 ・ 令和3年4月1日の職員数 （登米市全体 1,352人、市長部局等 695人） ・ 令和3年度から令和7年度までの削減数 （登米市全体 3人、市長部局等 +15人）										
設定根拠 第4次登米市定員適正化計画										
期待される効果	定員適正化計画に基づいた適正な定員管理及び職員配置、効果的で実効性の高い組織機構の改編により、効率的な行政運営が図られるとともに、硬直化する人件費等の義務的経費の削減にも繋がり、財政の健全化に一定程度の効果が得られる。									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル								
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7
	市民ニーズに則したスリムで効率的な行政組織への見直し									
	詳細内容（目標値等）	・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築
		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築		・ 業務の民間委託、指定管理者制度の活用 ・ 計画的な職員採用 ・ 市民や地域との協働によるまちづくりや民間活力を活用した公共サービスの構築

実行プログラム		34 人材育成型人事評価システムの推進			所管課	総務部	人事課				
現状と課題	地方分権の一層の進展と高度化・多様化する市民の行政ニーズに対応し、市民に身近な行政サービスを提供するという自治体の役割はますます増してきている。また、少子高齢化が加速するなか、人口の減少に伴う財政資源の減少に対応するよう、さらなる行政組織の簡素化・効率化を推進する必要がある。個々の職員には、高い事務処理能力に加え、自ら課題を発見し、考え（調査分析し）、実践（行動）する能力が求められ、組織はそうした人材を育成する必要がある。 このような中、登米市人材育成基本方針を平成18年3月に策定し、「常に現状を見つめなおす（自律行動型）の職員の育成」を基本理念としていることから、今後更に職員一人一人の個性や能力に応じた能力開発と人材育成に取り組むとともに、より公正かつ公平な視点から従来の勤務評定に代わり、客観性、透明性の高い人事評価制度を構築する必要がある。 このため、目標管理型人事評価制度を起点に、本市の将来を担う人材育成や組織の活性化に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績を職員がその担当する業務において、目標管理の手法を用い、「遂行課程で発揮した能力」や「その達成状況や取組内容」を適正に評価することにより、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図る必要がある。										
	取組概要	組織が目指す目標の達成に向け、職員自らが果たすべき役割を正しく理解し、目標の明確化と効果的な政策の推進を図るとともに、職員のインセンティブを高めていくため、目標管理型の人事評価を実施する。 また、職員の業務に対する意欲や能力を高め、業務の質・量を向上させるため、目標設定や人事評価制度導入に向けた研修を実施する。 さらに、評価者に対する客観性・公平性のある評価方法、育成方法等の研修を実施するとともに、組織ビジョンの共有を図る。			達成指標	人材育成及び人材活用による長期的、継続的組織力の構築					
					内容や数値	人材育成型人事評価制度を用いながら、職員一人一人の能力開発と人材育成に努める。					
期待される効果				設定根拠	人材育成型人事評価システム実施要領						
実施計画	職員一人一人の個性や能力に応じた能力育成方針を定め、人材育成に努めることが可能である。人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った人材育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上に繋げ、市民への行政サービスの向上に資する。										
	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		人材育成型人事評価システムの推進									
詳細内容（目標値等）	・目標管理型人材育成人事評価システムの試行、検討		・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し		・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し		・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し		・目標管理型人材育成人事評価システムの本格実施、制度の見直し		

実行プログラム		35 職員研修の充実		所管課		総務部		人事課			
現状と課題	少子・高齢化や高度情報化等により、市民にとってより身近な行政機関である市役所の果たす役割は年々変化しており、市役所に対する市民からの期待や要望は多様化している。また、職員数の削減に伴い、一人の職員が担う役割や負担が増加傾向にあるとともに、社会経済情勢や多様な情報手段の進展により、職員はこれまで以上に高い倫理観を持ち、適正かつ的確に職務を遂行する事が求められている。										
	これらに対応するため、本市では、これまでも適切な人員確保や専門的の職員の育成に努めてきたところであるが、厳しさを増す財政状況の中、組織の簡素化や業務効率の向上を図ることが急務となっている。										
取組概要	そのため、職員が前例やこれまでの慣習にとらわれず、成果重視の行政サービスを追求し、行政課題に的確に対応した政策立案能力や業務遂行能力を身に付けるとともに、その使命を全うするための倫理保持について、これまでを改め強く推進する必要がある。										
	新規採用職員から管理職に至る階層ごとに、公務員倫理、業務の知識・技術能力、課題発見・解決能力、政策形成能力等の各種研修を行う。				達成指標		計画的な研修実施による人材の育成				
期待される効果	また、自治大学校や東北自治研修所において実施される研修や、国・県等への派遣研修に、定期的かつ計画的に職員の派遣を行う。				達成指標等		常に現状を見つめ直す「自律行動型」職員の育成を図るため、登米市人材育成基本方針に基づいた研修計画を毎年度策定し、計画に沿った内容の研修を実施する。				
	さらに、管理監督職員を対象とした管理能力の習得を目的とした研修や、職場環境充実のための職場内研修を定期的かつ計画的に実施する。				設定根拠		登米市人材育成基本方針に基づく研修計画				
限られた人員の中、人材育成基本方針に基づき職員研修を実施することで、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる人材を育成し、職員個々の能力向上により結果として組織力の強化が期待できる。											
また、国・県等への研修派遣により、高度で専門的な知識の習得及び人的ネットワークの形成が図られ、結果として行政運営の円滑化が期待できる。											
さらに、管理監督職員に対する研修や職場内研修等の推進により、良好で健全な職場環境の充実が図られ、より良好な市民サービスの提供に資することが期待できる。											
実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										
	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
計画	自律行動型職員の育成に向けた研修の充実										
	・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施		・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施		・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施		・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施		・職員研修実施計画の策定（毎年度） ・派遣研修・市単独研修の実施		

・人件費等の適正化

実行プログラム			36 職員人件費の削減		所管課		総務部		人事課		
現状と課題	行政サービスの向上と経費削減の両立を図るため、指定管理者制度の活用や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進し、これまでも相当数の職員を削減したところであるが、更なる将来の財政規模の縮小に踏み込む必要があることから、人件費の削減についても不可避とし、最小限の人員で多様な行政課題に対応していかなければならない。 こうした財政規模に見合った行財政構造への転換が迫られていることから、選択と集中による業務の抜本的な見直しを行うとともに、簡素で効率的な組織体制の再構築を図り、職員人件費の削減に繋げる必要がある。 なお、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い導入された再任用制度においては、再任用の希望に応じる必要があることから、適正な定員管理及び職員配置に特に努める必要がある。										
	取組概要	指定管理者制度の活用、民間事業者への委託、民営化への移行などにより業務の効率化を図りながら、事務事業の見直しとともに実効性の高い組織体制の確立を図る。 また、業務量の精査に基づく適正な職員配置及び会計年度任用職員・再任用職員の活用等により、業務の効率化を図り、時間外の抑制等を含めた職員人件費の削減を図る。				達成指標	実施計画期間内におけるの削減目標額の達成				
内容や数値						■定員適正化計画に基づく計画的な人件費の削減 ・令和3年度～令和7年度までの削減額 810,000千円					
設定根拠						削減額＝各年度人件費見込－令和元年度人件費					
期待される効果	計画に基づいた適正な職員配置により、簡素で効率的な組織機構の編成及び行政運営が図られる。また、歳出の削減に繋がり、財政の健全化に一定程度の効果が図られる。 【参考】 令和元年度人件費(普通会計・消防費除く) 5,690,000千円										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		計画的な人件費の削減									
		第4次登米市定員適正化計画（R3～R7）									
	詳細内容(目標値等)	・人件費見込： 5,600,000千円 ※R元増減額： △90,000千円		人件費見込： 5,560,000千円 ※R元増減額： △130,000千円		・人件費見込： 5,540,000千円 ※R元増減額： △150,000千円		・人件費見込： 5,490,000千円 ※R元増減額： △200,000千円		・人件費見込： 5,450,000千円 ※R元増減額： △240,000千円	

②スマート行政の推進

・ICTの導入による業務効率化の推進

実行プログラム		37 RPAやA Iなどの新しい技術の導入推進		所管課	まちづくり推進部		DX推進室	
現 状 と 課 題	これまで行政システムの多くは、主に基幹的な業務に導入され、業務の作業量や優先順位、コストが見合わないなどの観点からシステム化が見送られてきた業務もある。RPA（ソフトウェア型ロボットによる業務の自動化）はこうしたシステム化が見送られてきた手作業の業務プロセスを、比較的低コストかつ短期間で導入できるという特徴がある。 また、A I（人工知能）は、機械が自ら感知・理解・行動し学習していくことを可能にする技術で、A I－OCRやA Iチャットボットなど、実用化に向け実証実験が行われているツールがあり、今後も安定した行政サービスを維持していくうえでA Iの活用が必須となっている。 一定のルールで行われる検索や膨大なデータ入力といった作業を、いかに正確に効率的に行うかが業務時間削減の課題となっている。							
	取 組 概 要	近年、RPA（ソフトウェア型ロボットによる業務の自動化）は、民間企業や一部の官公庁で普及しつつあり、更には、A I（人工知能）やOCR（光学文字認識）技術との組み合わせにより、今後の新たな展開も見込まれている。 本市においても本格的な導入に当たり試験運用等を行い、ノウハウの蓄積や費用対効果の分析を図り、経費の削減を見込めるものから導入する。	達成指標	業務プロセス自動化による業務の効率化 実証実験受け入れと効果的なA Iツールの導入				
内容や数値			RPAによる業務プロセスを自動化することで、業務時間の削減と、業務処理の正確性を向上させる。 A Iツールの実証実験数 年1回 効果的なA Iツール導入 最終年までに1件					
設定根拠								
期待される効果	RPAやA Iといった新しい技術は、これまで人間がパソコン上で行ってきた操作を、定められた手順に従って自動化するツールであり、定型的で膨大な業務処理を自動化することで、業務時間の削減や正確性の向上などの業務効率化や生産性向上が期待される。							
実 施 概 要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル							
	R 3		R 4		R 5		R 6	R 7
	RPAの運用							
					A Iの実証実験・効果検証		A Iの導入・効果検証	
	PDCAサイクルによる運用の見直し							
計 画	詳細内容（目標値等）	・RPAの運用と効果の測定	・RPAの運用と効果測定	・RPAの運用と効果測定 ・A Iツールの実証実験1回	・RPAの運用と効果測定 ・A Iツールの実証実験1回	・RPAの運用と効果測定 ・A Iツールの実証実験1回 ・効果的なA Iツールの導入 1件		

実行プログラム		38 I C Tを活用した効率的な業務運営の推進		所管課		まちづくり推進部		DX推進室			
現状と課題	本市は合併以来、3本庁9支所の体制を維持し、機能を分散する形で業務が行われてきた。機能の分散は、庁舎間移動に多くの時間が割かれるなど非効率な面があることから、I C Tを活用して効率的に業務が行えるように取組む。 ①パソコン等の端末が持ち運びできるように、Wi-Fi環境の整備を図る。 ②会議室に大型モニターを設置することで、会議等におけるペーパーレス化を図る。 ③テレワークや庁舎間のテレビ会議、文書管理システムの電子決裁を導入し、移動時間の縮減を図る。 ④機器更新に合わせ、適切な規模で効率的な更新を行う。										
	取組概要	達成指標等	達成目標	庁舎のWi-Fi化 大型モニターを活用したペーパーレス会議の開催 テレワークの検討・実証試験・効果測定							
内容や数値			ペーパーレス会議の回数 テレビ会議の回数 テレワーク活用職員数								
設定根拠											
期待される効果	Wi-Fi化や大型モニターの設置により、パソコン等で資料参照することができるようになるため、説明資料の印刷が不要となり、紙やコピー機、プリンタなどの消耗品費といった維持管理経費の削減が図られる。 テレワークの実現により、業務ができる場所が広がり、移動時間の縮減など業務の効率化が図られる。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		Wi-Fi化の拡充									
		ペーパーレス会議の拡充									
		テレワークの検討		テレワークの実証実験			可能な部署でのテレワーク導入				
	詳細内容(目標値等)	・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの検討		・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定		・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実証実験と効果測定		・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施		・ペーパーレス会議の拡充、テレワークの実施	

・マイナンバーカードの利用促進

実行プログラム		39 コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進		所管課	市民生活部	市民生活課	
現状と課題	市民の就業時間や生活スタイルは多様化している。市役所までのアクセスが不便、平日の日中に休みが取得できない、遠隔地に滞在しているなど住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明書の取得のため開庁時間内に来庁できない方への対応策として、現在、電話予約や郵便請求により諸証明を交付している。しかし、開庁時間内に電話予約を入れたり郵便請求の手続も大変複雑であり、来庁せず日曜祝日も即時に証明書等を取得できる交付方法を検討し、推進しているが、コンビニ交付に必要な個人番号カードの普及率が低調である。令和元年に「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定により、令和4年度までにほとんどの住民が個人番号カードを保有することとなり保持者が増加すれば連動してコンビニでの証明書交付も増加すると見込まれる。円滑なカード取得のための環境を整える必要と、さらなる利用環境の整備が必要となる。						
	取組概要	■個人番号カードによる、コンビニエンスストアでの証明書発行 ・発行対象証明書:住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し、税証明（課税（非課税）所得証明書） ・発行可能店舗:セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ 他（全国約55,000店舗、登米市内39店舗） ・開始時期:平成28年9月 ・利用時間:午前6時30分～午後11時まで（年末年始12/29～1/3を除く）			達成指標	サービス利用の前提となる、個人番号カードの普及	
達成指標等		個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付をH28.9.1から開始した。コンビニ交付を推進するため、個人番号カード保持者の増加を図る。円滑化計画によりR5年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとして本市では年間23,400枚の交付を指標とする。					
設定根拠		マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針の政府決定による					
期待される効果	国の円滑化計画により、カードの取得者が増加し、普及率の向上につながる。個人番号カードの普及により、夜間・休日等でも全国のコンビニエンスストアでの証明書の取得が可能となるため、市民の利便性が高まる。 また、多機能端末機の管理はコンビニエンスストアで行うため、市役所での維持・運用経費のコスト削減と、混雑解消による窓口業務の質の向上が図られる。						
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
	個人番号カード交付（H28.1月～）						
	詳細内容（目標値等）	■個人番号カード交付 ・月1,950枚×12ヶ月＝23,400枚（累計23,400枚）	■個人番号カード交付 ・月1,950枚×12ヶ月＝23,400枚（累計46,800枚）	■個人番号カード交付 ・月1,950枚×12ヶ月＝23,400枚（累計70,200枚） ※H27～R5 累計78,200枚	■個人番号カード交付 ■電子証明書更新	■個人番号カード交付 ■電子証明書更新	

③経費の節約、業務効率化の推進

・経費の節約等

実行プログラム		40 公用車の購入経費・維持管理経費の削減		所管課		総務部		総務課			
現状と課題		多様な車種の公用車が業務内容により各課等に配置されており、今後は車種の整理を進める必要がある。 また、公用車の購入については低燃費で維持管理経費の安い、軽自動車の購入を推進する必要がある。 【参考】 R 3年度当初の更新計画対象公用車：177台									
取組概要	「登米市地球温暖化対策率先実行計画」で定める温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的取組や、導入に係る財源の有効活用及び維持経費の低減のため、一般の事務事業の用途に応じ、電気自動車等（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））を優先に導入する。 一般の事務事業に使用する車輛については、導入経費並びに維持経費が低く抑えられる軽自動車貨物タイプの車輛を導入し、購入費及び維持管理経費の削減を図っていく。				達成指標		■小型自動車から軽自動車及び軽EVへの切換え ■普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え ■軽自動車：ガソリン車からEVへの切換え ■普通自動車：HVからPHEVへの切換え				
					内容や数値		補助金や起債等の活用も含め、購入額（インシャルコスト）に占める一般財源の縮減及び維持管理費の削減を図る。 ※購入額には、充電設備の設置費を含む。 ※維持管理費には、充電に要する電気料を含む。 ※起債については、交付税算入を除く一般財源で算出 【概要】 ■小型自動車：軽自動車及び軽EVへの切換え ○→軽自動車（5台） ・効果額（購入額）：5,405千円（1,081千円/台） ・効果額（維持費）：798千円（42千円/台・年） ○→軽EV（5台） ・効果額（購入額）：4,000千円（800千円/台） ・効果額（維持費）：348千円（58千円/台・年） ■普通ハイブリッド車：小型ハイブリッド車への切換え（4台） ・効果額（購入額）：3,200千円（800千円/台） ■普通自動車：HVからPHEVへの切換え（4台） ・効果額（購入額）：8,000千円（2,000千円/台） ■軽自動車：ガソリン車からEVへの切換え（15台） ・効果額（維持費）：943千円（41千円/台・年） 【各年度目標効果額（5年総額：22,694千円）】 ○R3：2,246千円（購入2,162千円、維持84千円） ○R4：3,284千円（購入3,200千円、維持84千円） ○R5：3,453千円（購入3,243千円、維持210千円） ○R6：9,396千円（購入8,800千円、維持596千円） ○R7：4,315千円（購入3,200千円、維持1,115千円）				
					設定根拠		・公用自動車更新計画 ※現在の更新計画期間は平成29年度～令和3年度 ※（新）更新計画期間は令和2年度～令和7年度				
期待される効果	公用車の取得経費については、小型（普通）自動車と軽自動車、または普通ハイブリッド車と小型ハイブリッド車の取得費用に係る差額相当分の削減が図られる。 また、燃料費及び維持管理経費についても削減が図られる。										
実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										
	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
実施計画	公用車の適正配置と低燃費化の推進										
	■R3目標効果額計 2,246千円 （購入額） インシャルコストの削減（一般財源ベース） ・小型自動車から軽自動車への切換え 2台 2,162千円 （維持管理費） ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 2台 84千円		■R4目標効果額計 3,284千円 （購入額） インシャルコストに占める一般財源の削減 ・普通ハイブリッド車から小型ハイブリッド車への切換え 4台 3,200千円 （維持管理費） ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 2台 84千円		■R5目標効果額計 3,453千円 （購入額） インシャルコストに占める一般財源の削減 ・小型自動車から軽自動車への切換え 3台 3,243千円 （維持管理費） ・小型自動車から軽自動車への切換えによる維持管理費削減額 5台 210千円		■R6目標効果額計 9,396千円 （購入額） インシャルコストに占める一般財源の削減 ・普通車→PHEV 4台 8,000千円 ・小型自動車→軽EV 1台 800千円 （維持管理費） ○切り替えによる維持管理費の削減 ・小型車→軽自動車 5台 210千円 ・小型車→軽EV 1台 58千円 ・軽自動車→EV 8台 328千円		■R7目標効果額計 4,315千円 （購入額） インシャルコストに占める一般財源の削減 ・小型自動車→軽EV 4台 3,200千円 （維持管理費） ○切り替えによる維持管理費の削減 ・小型車→軽自動車 5台 210千円 ・小型車→軽EV 5台 290千円 ・軽自動車→EV 15台 615千円		

実行プログラム		41 電気料金の削減		所管課		総務部		総務課																																																							
現状と課題		従来、自然独占とされてきた電気事業において、市場参入規制を緩和し市場競争を導入する電力自由化に移行されたことを背景に、市内公共施設における継続的な電気料金の削減、環境に配慮した電力調達及び災害時における電力調達の複層化を図るため、東北電力から新電力業者への切り替えを進めてきた。 現在、電気事業においては、東北電力を含めた電力業者間の競争が益々激化し、様々な料金プランが提供されていることから、こうした業界の動向を注視し、削減効果の高い電力事業者と契約することは、厳しい財政状況にある本市として必要な取組である。																																																													
取組概要		電気料金の削減効果を最大限に発揮できる電力事業者と契約するため、令和元年度において新電力事業者と契約している高圧供給81施設について、3年間で履行期間とした入札を実施する。			達成指標		電気料金の削減																																																								
内容や数値					■電気料金削減効果額（特別料金プラン適用） ・施設数：高圧供給81施設 ・削減効果額：148,185千円（29,637千円×5年）																																																										
設定根拠					各年度の削減効果額（令和元年度新電力業者の高圧供給料金との差額）の合計額																																																										
期待される効果		入札を実施し削減効果の高い電力事業者と契約することにより、単年度で29,637千円の削減が図られる。（3年間の複数年契約）																																																													
実施計画		<table><tr><td rowspan="4">実施概要</td><td colspan="10">年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル</td></tr><tr><td colspan="2">R 3</td><td colspan="2">R 4</td><td colspan="2">R 5</td><td colspan="2">R 6</td><td colspan="2">R 7</td></tr><tr><td colspan="10">有利な料金プランの選定</td></tr><tr><td colspan="10">追加導入施設の検討</td></tr><tr><td rowspan="2">詳細内容（目標値等）</td><td colspan="2">・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</td><td colspan="2">・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</td><td colspan="2">・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</td><td colspan="2">・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</td><td colspan="2">・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討</td></tr></table>										実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		有利な料金プランの選定										追加導入施設の検討										詳細内容（目標値等）	・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討	
実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル																																																														
	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7																																																						
	有利な料金プランの選定																																																														
	追加導入施設の検討																																																														
詳細内容（目標値等）	・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討		・81施設の電気料金の削減（削減効果額：29,637千円） ・追加導入施設の検討																																																						

実行プログラム		42 公共施設等のLED化の推進		所管課		総務部		総務課			
現状と課題		本市の保有する建物公共施設は、令和2年度ベースで655施設であり、施設のポテンシャルを最大限に生かしつつ、固定経費の削減が公共施設マネジメント上で重要な施策となっている。 特に、東日本大震災以降、電力需要の抑制は社会的な要請となっており、光熱水費削減に有効なLED照明は、電力消費量が小さく長寿命で更新頻度も低いことから、環境負荷が小さい。 また、近年、LED照明の性能は著しく向上し、イニシャルコストも下落していることから、LED等照明の普及を図ることにより電力消費量の軽減及び温室効果ガスの排出量削減に努め、もって地球温暖化対策を推進する。									
取組概要		LED化にあたり、イニシャルコストの削減と予算の平準化を図るため、民間事業者との10年間のリース契約で施工し、公共施設等の個別分類ごと計画的にLED化に向けて整備を行う。			達成指標		電気料金の削減				
					内容や数値		■R3～R7 55施設				
					設定根拠		22分類の個別計画				
期待される効果		長期リースにより、単年度負担額の軽減が図られるとともに、光源寿命が長いことから、維持管理費も削減され、リース期間中の修繕対応も可能となる。 また、LED化により、温室効果ガスの排出量削減に繋がるだけでなく、2020年で製造・輸出入が禁止される水銀規制への対応も図られる。									
実施概要		年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R3		R4		R5		R6		R7	
		LED化の推進									
計画		スポーツ施設 10施設 その他教育施設 5施設		庁舎 9施設 保健施設 4施設		レクリエーション・観光施設 13施設 産業施設 14施設					
詳細内容(目標値等)											

実行プログラム		43 パソコン等の超低コスト調達			所管課		まちづくり推進部		DX推進室		
現状と課題	業務システムは行政運営の重要な基盤であり、各組織内の関連のある部署を連携させるなど情報システムのより良い在り方を全庁的に検討することが求められている。しかしながら、ハイスペックPCの導入により端末の高額化が進み、端末購入自体に多額の経費が掛かっている現状にあり、適正な仕様で購入し配置していく必要がある。今後、端末更新計画等を適切に運用することにより計画的な購入を進めるとともに、端末購入仕様の最適化を図り、端末購入価格の低減を図っていく必要がある。										
	取組概要	端末購入仕様の最適化を図り、端末購入価格の低減を図るため、端末購入に係る以下の項目を検討する。 ① 海外製メーカー端末等対象範囲拡充 ② Microsoft Office 以外のビジネスアプリケーションの導入 ③ 個別システム導入プロセスの見直し（システム導入検討委員会の構成員見直し） ④ 14インチ程度のモバイルパソコンの導入 ⑤ 更新期間の見直しや端末配置の最適化による全体経費削減の検討 ⑥ 経費削減による職員業務の効率化への影響検討				達成指標	端末購入台数の抑制				
内容や数値						毎年度更新台数150台 効果額 25,468千円					
設定根拠											
期待される効果	適正な仕様で計画的に端末を購入することにより、適切な価格での端末購入を実現し、財政負担を軽減を図ることが期待される。										
実施計画	実施概要	年度別スケジュール									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		継続的な安定運用									
		計画的な端末更新									
	詳細内容（目標値等）	・継続的な安定運用		・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円		・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円		・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円		・基準額 23,490千円 ・端末購入費17,123千円 ・PC150台 ・効果額 6,367千円	

実行プログラム		44 各種委員会等の委員数等の見直し			所管課	まちづくり推進部	まちづくり推進課	ほか			
現状と課題		令和元年8月時点で実施された各種委員会等に係る報奨金等調査では、全庁54の委員会における委員数、報奨金等の状況を把握した。各委員会等の委員数については、その設置目的に沿った委員数を設置するものであり、また、報奨金等の金額算定の根拠についても、会議の性質や会議開催時間等を考慮し、それぞれに設定されているところである。 課題としては、合併前の町域数等を考慮し委員数を設定していると思われる委員会等については、登米市として一体感を持った取組をする上でも見直しを行い、適正な人数の設定を行う必要があると思われる。									
取組概要		達成指標等	達成指標	委員数及び構成員の見直しによる事業経費の削減							
			内容や数値	委員数の見直しにより事業経費削減を図る							
			設定根拠								
期待される効果		・委員会等の委員数の適正化により事務の効率化と経費の適正化が図られる。									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		委員会等の委員数・報奨金等の見直し									
	詳細内容(目標値等)	・委員会等の実態の詳細について調査把握		・委員会等の実態調査結果分析し見直し方針決定		・委員会等の委員数見直しによる報償費縮減		・委員会等の委員数見直しによる報償費縮減		・委員会等の委員数見直しによる報償費縮減	

(3) 協働、連携による取組の推進

①市民活動の支援によるまちづくりの推進

・地域の担い手の育成、まちづくりの推進

実行プログラム		45 コミュニティ組織の育成と地域づくりの推進		所管課	まちづくり推進部	市民協働課
現状と課題	人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに地域の維持・活性化を図るため、集落支援員やコミュニティ組織の職員及び役員等の育成支援は重要な取組である。 現在、地域づくりを主体的に担うための人的支援として市内21コミュニティ組織に集落支援員を設置しており、地域づくり計画の策定（見直し）及び計画に基づく事業の実施等を担う人材として、コミュニティ組織の中で位置付けられている。 これまで、集落支援員のスキルアップを目的とした定期ミーティングや研修会の実施、地域づくり事業の事例発表会等を行ってきたが、本来の目的である地域の維持・活性化を図るための地域課題の洗い出し、解決に導くための各種事業の実施には結びついていないのが現状で、マンネリ化している従来のイベント・集客型の事業から脱却が課題となっている。 また、行政とコミュニティ組織等を繋ぐ中間支援組織であるため市民活動プラザは、地域づくりのアドバイザーとしての役割を担いながら、地域づくりに対する取組を支援している。					
	取組概要	地域のつながりを維持するための課題解決型事業の必要性について、コミュニティ組織全体が危機感を持ち、集落支援員とともに一丸となってこれまでの事業内容を精査し、取り組んでいくために、集落支援員定期ミーティングの参加を集落支援員に限定しない地域づくり定期ミーティングにするなど見直しを行う。 また、中間支援組織である、とめ市民活動プラザと連携し、コミュニティ巡回相談や各種研修等により意識の醸成を図りながら、従来のイベント・集客型事業からの脱却に取り組む。	達成指標	課題解決型事業実施の拡充		
内容や数値			・集落支援員、コミュニティ職員及び役員等を対象とした定期ミーティングの実施 ・地域づくり事業における課題解決型の取組を促進するための事業の実施			
設定根拠			登米市まちづくり基本条例			
期待される効果	集落支援員、コミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティング等の研修、とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回訪問等を実施することで、各コミュニティがこれからの地域づくり事業の方向性（地域の課題解決型事業）について理解し、地域づくりに対する当事者意識が高まり、従来のイベント・集客型事業からの脱却の糸口となることが期待できる。					
実施概要	年度別スケジュール					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
計画	詳細内容（目標値等）	集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした事業の実施及びとめ市民活動プラザと連携しての活動支援				
		・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施	・集落支援員を含むコミュニティ組織の職員及び役員等を対象とした地域づくり定期ミーティングの実施 ・とめ市民活動プラザと連携してのコミュニティ巡回相談や研修等の実施

・ 市政への市民参加の推進

実行プログラム			46 市政情報の発信強化			所管課		総務部		市長公室			
現状と課題		市政に対する市民の理解を深め、開かれた行政運営を推進するためには、市民と行政が積極的に情報の共有化を図っていく必要がある。効果的な方法で分かりやすい情報提供が求められるため、各種情報発信ツールの特性を理解し、即時性を活かした安定的で継続的な発信ができるよう体制を構築し、適時・的確に情報を発信していかなければならない。また、携帯電話等へのメール配信は、迅速かつ確実に情報伝達できるツールであるため、災害時等の有効な情報取得手段であることについて、さらなる周知・啓発に取り組む必要がある。											
取組概要		市民にとって利便性の高い生活に密着した情報提供ができるよう、掲載内容の充実、更新に努め、ホームページアクセス数の増加を図る。また、メール配信サービスは災害時等の有効な伝達手段であることを周知・啓発し、登録を推進するとともに、フェイスブックやコミュニティFMなどの各種情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実に取り組む。					達成指標等		達成指標 ・ホームページアクセス数の増加 ・メール配信サービス登録者数の増加 内容や数値 ・ホームページ目標アクセス数：420万件（令和7年度） ・メール配信サービス登録者数：3万件（令和7年度） 設定根拠				
期待される効果		ホームページは伝えたい情報を伝えたいタイミングで発信できるなど、速報性と詳報性に優れているため、利便性の高い市民生活に密着した情報提供が可能となる。 また、メール配信やフェイスブック、コミュニティFM等を活用した情報発信により、市政情報の収集が市民にとって身近になることによって、災害時における有効な情報提供手段となる。											
実施計画		年度別スケジュール											
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7			
		情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実											
		メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進											
計画		詳細内容（目標値等）		・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進		・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進		・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進		・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進		・情報発信ツールの特徴を活かした情報提供の充実 ・メール配信サービスによる適正な情報発信と登録の推進	

実行プログラム		47 広聴活動の充実		所管課		総務部	市長公室				
現状と課題	多くの市民の声を行政運営に反映させるため、パブリックコメント制度や市政モニター制度を活用しているが、パブリックコメント制度においては、公表した施策に対する提出意見が少ない状況であり、認知度が不足していると考えられる。また、市政モニター制度においては、会議時や連絡票により、モニター自身が日頃感じていること、気付いたことなどを中心に自発的に意見をいただいております。今後も多種多様化する住民ニーズを把握しながら、施策立案への活用や市民目線での事務事業の執行につなげていくため、全庁で情報を共有していく必要がある。										
	取組概要	意見募集の告知は、ホームページやフェイスブックなどの複数の媒体を活用して周知し、積極的な意見の提出を促すとともに、提出された意見に対する本市の考え方をホームページに掲載して公表する。 また、施策を立案する段階で考慮すべき市民の意識を把握し、重要施策、各種事務事業に意見が反映されるよう市政モニター制度を効果的に活用していく。	達成指標等	達成指標	・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用						
内容や数値				市民生活等に広く影響を及ぼす条例や施策を立案する場合のパブリックコメントと市政モニターの複合的な活用							
設定根拠				・登米市市民意見公募手続実施要綱 ・登米市市政モニター設置要綱							
期待される効果	施策の形成過程において、市民が意見の提出を通じて行政運営に参画することにより、施策自体の熟度が高まることに加え、市民の市政に対する参加意識が向上し、協働による開かれた市政運営の実現が期待できる。 また、計画や条例等の概要など、本市の考え方を分かりやすく公表することで、行政の説明責任を果たすとともに、立案から意思決定までの公正性と透明性が確保できる。さらに、市民からの意見を施策に反映することで、より市民ニーズに応じた行政運営が実現される。										
実施計画	実施概要	年度別スケジュール									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		意見聴取による行政運営の改善									
	詳細内容(目標値等)	・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用		・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用		・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用		・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用		・適正なパブリックコメントの実施 ・効果的な市政モニターの意見の活用	

実行プログラム		48 まちづくり市民意向調査（満足度）の実施		所管課	まちづくり推進部	まちづくり推進課
現状と課題	第一次登米市総合計画の策定に当たり、平成17年8月に第1回目の市民意向調査を実施した。その後、登米市総合計画における施策の実施状況について、概ね3年ごとに市民意向調査を実施している。 なお、第4回調査の時期については、平成26年度に実施を予定していたが、平成28年度を初年度とする第二次登米市総合計画の策定作業を早期に着手することとなり、策定の基礎データとして活用するため、平成26年1月に前倒して実施している。 ・第5回調査：平成28年度 49項目、対象5,000人（回収率44.5%、満足度全体平均2.55） ・第6回調査：平成31年度 58項目、対象5,000人（回収率32.1% 満足度全体平均2.50） 課題としては、各年代層で全体的に回収率は低下しており、特に30代までの年代層の回収率が低い傾向にあり、市政への関心が影響していると考えられる。今後の人口減少対策の重要性などを踏まえ、特に30代までの年代層の回収率向上を図る必要がある。第4回調査までは回収率向上のため、行政区長配布及び行政区長回収の方法により実施していたが、行政区長及び市民の一部から郵送対応の要望もあり、県及び県内の主な市の同様の調査の状況を調べた結果、県民意識調査をはじめ、ほとんどが郵送による配布及び回収となっていることから、第5回調査は区長配布・郵送回収、第6回調査は郵送配布・郵送回収で実施した。					
	取組概要	登米市総合計画による市民意向調査を実施して、現状の市民の満足度や意見・考え等を把握する。意向調査により把握した市民ニーズを踏まえ、総合計画計画に反映させ、施策を実施する。 市民を取り巻く社会経済情勢によるニーズの変化と実施した各種施策に対する評価調査として、原則3年ごとの調査実施とするが、次の第7回調査については、第二次登米市総合計画の検証と次期登米市総合計画の基礎調査として実施するため、令和5年度の実施とする。	達成指標等	達成指標	市民意向の調査による基礎データの収集・分析による市民ニーズの把握	
			内容や数値	・調査票回収率40.0%を目標とする。 ・第一次総合計画のまちづくりの基本方向の評価項目は49 ・第二次総合計画のまちづくりの基本政策の評価項目は58		
			設定根拠			
期待される効果	市民意向調査の実施により、本市の施策に対する市民の満足度や意見・考え等を把握し、市民ニーズに即した施策の展開が可能となる。各部署において施策の本来あるべき姿を念頭に、調査結果の現状把握や対応策について検証を行い、今後のまちづくりの施策に反映すべき意向等の基礎データの収集と分析が可能となる。 なお、令和5年度に実施予定の市民意向調査は、第二次登米市総合計画基本計画見直し後の施策検証となるものであるとともに、次期登米市総合計画策定における基礎資料となるものである。					
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	詳細内容（目標値等）			実施・分析		

②公民連携の推進
・民間委託と民営化の推進

実行プログラム		49 保育所・幼稚園の民営化の検討		所管課		福祉事務所		子育て支援課		
						教育部		学校教育課		
現状と課題	平成27年3月に策定した登米市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の一体的な提供を推進してきており、令和2年4月からは計画期間とする第二期登米市子ども・子育て支援事業計画においても登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、引き続き教育・保育の一体的な提供を推進することとしている。									
	民間による認定こども園化の推進により、平成27年度8施設あった公立保育所（園）は、令和2年4月現在5施設に、14施設あった公立幼稚園は、9施設となり、公立幼稚園、保育所の再編が進んだが、保育所での待機児童の発生や幼稚園の定員割れなどに対応するため、引き続き施設再編・整備や民営化等を推進する必要がある。									
取組概要	登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、再編に伴う認定こども園の設置の際の民営化等を推進する。			達成指標等	達成指標		市立保育所・幼稚園の再編に伴う認定こども園化と民営化			
					内容や数値		施設再編、認定こども園設置に伴う民営化の推進			
					設定根拠					
期待される効果	民間と行政との機能分担により、少子化や核家族化などの社会環境変化や就労の場・労働形態の変化による保護者のニーズに対応した効率・効果的な施設運営とサービスの向上が期待される。									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル								
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7
	施設再編・整備に伴う認定こども園化と民間への経営移譲の推進									
詳細内容（目標値等）	・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施		・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施		・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施		・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施		・施設再編、認定こども園設置に伴う保育所、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の対象地域との調整 ・地域との調整完了後の再編及び経営移譲の順次実施	

実行プログラム		50 放課後児童クラブの民営化の検討			所管課	福祉事務所	子育て支援課				
現状と課題	平成29年3月に策定した登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針に基づき、「各小学校への放課後児童クラブの整備」、「放課後児童支援員等の確保と質の向上」、「放課後子ども教室との一体的な事業運営」についての3つの視点に着目しながら、民営化に向けた検討を行ってきたが、適当な施設がないため児童をバスで送迎して実施しているなどの課題のほか、施設によっては老朽化に伴い修繕や建て替えが必要であるなど、実施施設面での課題もある。										
取組概要	登米市放課後児童クラブ等設置・運営方針に基づき、放課後児童クラブの民営化を推進する。				達成指標	放課後児童クラブの民営化					
					内容や数値	児童館の指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化の推進					
					設定根拠						
期待される効果	民間と行政との機能分担により、少子化や核家族化などの社会環境変化や就労の場・労働形態の変化による保護者のニーズに対応した効率・効果的な施設運営とサービスの向上が期待される。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		放課後児童クラブの民営化に向けた検討									
	詳細内容(目標値等)	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討	・児童館指定管理と併せた放課後児童クラブの民営化に向けた検討				

実行プログラム		51 衛生センターの包括的民間委託の推進			所管課	環境事業所	衛生センター					
現状と課題	衛生センターは効率的な施設運営のため、平成25年度から運転管理業務を民間委託しているが、更に令和2年度からは、し尿収集の受付業務や窓口対応、手数料賦課などの業務についても委託範囲を拡大し、民間委託を行っている。											
取組概要	委託業務の更なる効率化を図るため、平成2年度から施設の運転管理業務に下記拡大項目を加え、民間委託を行っており、今後も委託範囲を拡大していく。 拡大項目 ・し尿及び汚泥の収集管理 ・し尿収集手数料徴収 ・し尿収集申込受付・窓口対応 ・汚泥肥料販売・在庫管理 ・し尿収集管理システムの構築				達成指標	衛生センター運営コストの削減						
					内容や数値	委託範囲の拡大によるコスト削減と、職員の配置転換による人材の有効活用 令和元年比、△5,311千円/年（電算システム構築を除く） ・効果額5,311千円×4年＝21,244千円						
					設定根拠	民間委託実施（R3～R6）						
期待される効果	・民間活力の導入により委託範囲を拡大し、一括で委託することにより、コスト縮減が図られる。 ・令和元年度まで、市職員が担っていた業務を委託することにより、人員の一部を転換し人材の有効活用を図る。											
実施計画	実施概要	年度別スケジュール										
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
		委託業務の実施(R3～R6)									委託業務の実施	
		次期委託内容の検討・契約・引継ぎ										
	詳細内容(目標値等)	・委託業務の実施 (効果額5,311千円)		・委託業務の実施 (効果額5,311千円)		・委託業務の実施 (効果額5,311千円)		・委託業務の実施 (効果額5,311千円)		・新たな委託の実施		

実行プログラム		52 指定管理者制度の推進等		所管課		まちづくり推進部		まちづくり推進課		ほか	
現状と課題	これまでは、公共施設管理運営に関する検討書により指定管理者制度の導入を推進し、市民サービスの向上を図ってきた。本市の財政が極めて厳しい状況に置かれている中、公共施設の維持管理費をいかにして捻出していかかが、喫緊の課題となっており、施設の老朽化に伴う大規模修繕等への対応が困難になることが見込まれている。今後は、登米市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら指定管理者制度を推進する必要がある。モニタリング評価については実効性が重要であることから、指定管理者と連携してPDCAサイクルによる継続的な業務改善やサービス向上に繋げていく体制が必要である。なお、令和2年度までに累計188施設について、指定管理者制度を導入済である。										
	取組概要	市民サービスの向上や経費削減が期待できる施設、管理業務が主となっている公の施設などについて、指定管理者制度の導入を推進する。 また、施設の設置目的により、収益事業を行っている施設においては、収益事業利益の一部を収入として見込み、指定管理料上限額を積算することとし、積算の際に収入として見込んだ金額と同額を将来の施設修繕に備え、市が基金に積立てを行い、積立てた施設の修繕等に活用する。 市が積算する指定管理料上限額が0円となる施設においては、公募時に応募者から納付率30%を下限に提案いただく。応募者から提案された率に応じて計算した金額が施設管理経費への充当額を超える場合は、その差額を市に納付いただき、当該納付金は、将来の施設修繕に備え、市が基金に積立てを行い、積立てた施設の修繕等に活用する。 なお、指定管理者制度を導入している施設において、施設の特性に応じて運営権方式の導入を検討する。			達成指標	・指定管理者制度の導入推進 ・指定管理施設への充当金、納付金制度の導入 ・施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付					
内容や数値					・3施設への制度導入 ・充当することによる積立額 39,545千円 ・納付金による積立額 6,725千円 ・施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減						
設定根拠					・公共施設管理運営に関する検討書 ・登米市公の施設に係る指定管理者制度の運用に関するガイドライン						
期待される効果	地域のコミュニティ団体等が指定管理者として公民館等の公共施設を管理運営することにより、地域住民の実情やニーズに適合した管理運営が可能となり、地域の自主性や主体性の醸成が図られる。 また、地域住民が自らの知恵と力を持ち寄り施設を管理運営することで、施設を中心とした新たな市民の繋がり等も生まれ、地域コミュニティづくりの一助となることも期待される。 施設の設置目的により、収益事業を行っている施設においては、積算の際に収入として見込んだ金額と同額を将来の施設修繕に備え、基金に積立て当該施設の修繕等に活用することで、施設の老朽化等に伴う修繕等に要する費用の確保につながる。 なお、指定管理制度導入による管理経費の削減と併せて、指定管理者制度の導入済の施設については、施設の統廃合、民間等への譲渡及び貸付による指定管理料の削減と事務量の軽減が期待できる。										
実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル										
	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7		
	指定管理者制度の推進及び順次導入										
	登米市公共施設等総合管理計画に基づいた指定管理施設の統廃合及び譲渡等の実施										
	計画	詳細内容(目標値等)	・新規導入予定施設数1施設(登米市津山運動広場) ・充当することによる積立額:7,909千円 (①米山産地形成促進施設:638千円、②豊里地域産物活用施設:622千円、③道の駅三滝堂地域活性化施設:5,688千円、④南方産地形成促進施設:550千円(見込み)、⑤石越高森公園:411千円(見込み)) ・納付金による積立額:1,345千円 (道の駅三滝堂地域活性化施設:1,345千円(見込み)) ・統廃合及び譲渡等の実施								
・新規導入予定施設数1施設(高森パークゴルフ場) ・充当することによる積立額:7,909千円 (①米山産地形成促進施設:638千円(見込み)、②豊里地域産物活用施設:622千円(見込み)、③道の駅三滝堂地域活性化施設:5,688千円(見込み)、④南方産地形成促進施設:550千円(見込み)、⑤石越高森公園:411千円(見込み)) ・納付金による積立額:1,345千円 (道の駅三滝堂地域活性化施設:1,345千円(見込み)) ・統廃合及び譲渡等の実施											

・多様な主体との連携強化

実行プログラム			53 地域プラットフォームの活用		所管課	総務部	総務課				
現状と課題	人口減少及び少子高齢化等の人口動態の変化が進む中で、厳しい財政環境を踏まえ、公共施設・サービス等の効率化且つ効果的な整備・維持・更新が求められている。 このような背景を踏まえ、今後の社会資本整備に不可欠な民間の創意工夫等を活かした公民連携による登米市らしい持続可能なまちづくりを実現するため、公民連携地域プラットフォームを形成し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施する。										
	取組概要	公共施設等の適正配置及びまちづくりのための公民連携事業の案件の掘り起こし及び実行に向けた取組を推進する。 PPP（官民パートナーシップ）事業に係るセミナー、勉強会等の開催による情報・ノウハウの共有に努める。			達成指標	PPP/PFI手法を用いた施設整備					
内容や数値					■R3～R7 5施設						
設定根拠					22分類の個別計画						
期待される効果	■民間資金やノウハウを活用することで、イニシャルコストを抑制することが可能となり、予算の平準化が図られる。 ■設計から施工まで独自の技術を盛り込めるため、コスト削減に加え、設計内容を熟知した施工者による工期短縮が図られる。 ■設計から運営までの一括発注によりVFM（Value For Money）の最大化が可能となりライフサイクルコストの軽減が図られる。										
実施計画	実施概要	年度別スケジュール									
		R3		R4		R5		R6		R7	
		個別計画の実施									
		計画の検証・見直し									
	詳細内容（目標値等）	事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査 ・案件2施設	事業スキーム（事業方式・形態・範囲・期間等）、支援措置、現行制度、リスク分担に関する検討、市場調査 ・案件3施設	設計要件・発注要件の整理	発注手続き、設計施工		運営・維持管理				

③自治体間連携の推進

・近隣自治体とのICT利用環境の共有化

実行プログラム		54 電子申請サービスの推進			所管課	まちづくり推進部		DX推進室			
現状と課題		電子申請システムの導入については、費用負担等を考慮し、宮城県及び県内24市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において共同調達し、平成22年10月からシステム運用を開始、サービス提供を行っている。 今後、より利便性を高めるため、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や届出のみの申請、イベント参加申込みなどの電子申請手続の拡充、コンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの開始に伴うメニューの見直しを行う必要がある。									
取組概要		19の行政手続に加え、新たに職員に対する内部アンケート（情報セキュリティチェック）の手続を拡充し、20手続での運用を行っているが、携帯電話やスマートフォンからの申請受付や拡充及び見直しを行う。 また、他自治体の事例などを参照し、電子申請システムの操作・様式作成等の研修や情報提供を積極的に実施して周知を図る。			達成指標	電子申請対象手続数					
					内容や数値	申請メニューの拡充 10項目 申請件数の拡大 令和元年実績700件の毎年度5%増					
					設定根拠	宮城県電子自治体推進協議会運用協定					
期待される効果		インターネットを利用して住民票の写しの交付申請や各種申請、届出等の行政手続が「24時間、365日」行えることにより市民の利便性の向上が図られる。 また、申請等をした手続がどこまで処理されたか（市の機関に受理されたこと、市の機関において審査中であること、審査が完了したこと）など、現在の状況について確認できるようになり、行政手続の透明性の向上が図られる。									
実施概要		年度別スケジュール									
		R3		R4		R5		R6		R7	
		継続的な安定運用									
		申請メニューの拡充									
		申請件数の拡大									
計画		申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 735件（700件の5%増）		申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 770件（700件の5%増）		申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 805件（700件の5%増）		申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 840件（700件の5%増）		申請メニューの拡充 2項目 申請件数の拡大 875件（700件の5%増）	

実行プログラム		55 自治体クラウド導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施			所管課		まちづくり推進部		DX推進室		
現 状 と 課 題	自治体クラウドの導入やＩＣＴ機器等の共同調達の実施については、宮城県及び県内34市町村が参加する宮城県電子自治体推進協議会において、検討事項として継続した協議が進められている。 本市では、平成28年４月に住民情報系を含む基幹系システムを更新した際に、クラウドシステムにより運用を開始している。県内には本市と同じベンダーのシステムを調達している市町村が本市を含め10市町村あり、今後、それらの市町村と共同化する業務システム、要件定義、帳票などの差異を確認し、最終的に共同利用する市町村間で協定書を締結し運用を図ることとなる。 また、ＩＣＴ機器等の共同調達は自治体によって機器構成や設定が異なるなど仕様の統一が難しいことから、自治体クラウドなどで協議が進められ、共同利用されることになったシステムの端末などから検討するなど、契約方法や支出方法を含めた検討を協議会を中心に進める必要がある。										
	取 組 概 要	宮城県電子自治体推進協議会自治体クラウド専門部会において、ベンダー別の協議等が行われており、協議を進める中で共同化する業務システムや要件を定義し、合意内容に基づき関係市町村と協定を締結する。 ＩＣＴ機器等の共同調達の実施に向けて、検討を進める。 ・共同調達参加団体 ・共同調達の機器仕様 ・調達した機器の設定や設置業者との契約				達成指標	自治体クラウドの導入 電子自治体協議会における協議				
内容や数値						協議を重ね合意形成を図り協定締結する					
設定根拠											
期 待 さ れ る 効果	自治体クラウドの導入により、行政情報システムの経費が３割減するという調査結果がでているが、これはあくまで自庁方式でサーバやその保守経費が必要なシステムからの削減効果となっている。本市は、すでにクラウドを導入しており、サーバについてはデータセンターに設置してある。そのため、今後考えられる削減効果はデータセンターまでの回線を共同利用することによる回線使用料の削減やサーバ領域の共有による更なる賃借料の減が想定される。 宮城電子自治体推進協議会が中心となってＩＣＴ機器等の共同調達が進められれば、契約や検査に関する事務等の事務量軽減のほか、費用についてもまとまった発注による単価の軽減により、購入金額の削減が想定される。										
実 施 計 画	実 施 概 要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		他自治体との協議		自治体クラウドの実施							
	詳 細 内 容 (目 標 値 等)	・導入に向けた検討		・自治体クラウドによる行政システムの導入		・共同調達による機器調達		・共同調達による機器調達		・共同調達による機器調達	

・近隣自治体との事務事業等の連携

実行プログラム		56 市町村の消防の広域化（高機能消防指令センターの共同運用）		所管課	消防本部	指令課					
現状と課題	平成18年の「消防組織法の一部を改正する法律」の公布・施行と同年「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示され、その中で市町村の消防の広域化の必要性が規定された。背景として、小規模な消防本部においては、出動態勢、保有する消防車両、専門要員の確保に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるとし、消防力の維持・強化には、広域化が最も有効な手段としている。平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正があり、大規模災害等が発生する懸念の高まりなどから、広域化の推進期限を令和6年4月1日として、その取り組みに対し財政措置が講じられることとなった。										
	消防の広域化にあたっては、宮城県消防広域化推進計画への登載が定められており、宮城県では平成20年12月に県内3ブロック（県北、県中、県南）体制とする「宮城県消防広域化推進計画」が策定された。その後、平成26年12月岩沼市、亶理町及び山元町を「消防広域化重点地域」に指定、平成31年4月1日付けで、「あぶくま消防本部」として発足した。しかしながら県内消防本部を、県南、県中、県北の3ブロックとする取り組みについては、進んでいない現状である。この消防本部の広域化とは別に宮城県総務部消防課が事務局となり、県内消防本部の消防指令業務共同運用の要否、共同化の組合せ及び方式、導入時期、整備経費などを調査、検討する組織として「宮城県消防指令業務共同運用検討委員会」を設置した。この検討委員会は、県総務部消防課及び県内各消防本部職員で構成され、今後同検討委員会が開催されていくこととなる。										
取組概要	平成18年の「消防組織法の一部を改正する法律」の公布・施行と同年「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が告示され、その中で市町村の消防の広域化の必要性が規定された。			達成指標	■ 指令業務共同化により、現場要員の増員を図る。						
	これらを踏まえ、石巻消防、登米消防、気仙沼消防の3消防本部では、広域的な消防応援体制強化のため、指令の共同運用及び応援計画の見直し等により、保有する人材や設備を有効に活用して、管轄区域を超えた相互応援体制を確立し、連携・協力による、災害対応力の強化を図るとともに、指令の共同化による効率的な人員配置により、現場要員の強化を併せて図っていく。			内容や数値	■ 指令業務担当職員 現行職員数9人 → 共同化後職員数7人（▲2名 ※2名については、現場要員として増員）						
				設定根拠	－						
期待される効果	当消防本部では、令和7年度中に高機能消防指令センター装置の全部更新工事を予定している。県内消防本部11本部の消防指令センター機器の更新予定は、令和6年度から令和13年度までの期間で予定されている。県では県内消防本部の次期更新を見据え、その意向も踏まえながら必要な支援を行っていくこととしており、その旨を宮城県消防広域化推進計画に記載する。 この指令業務共同運用について、宮城県消防指令業務共同運用検討委員会での協議、検討を行い、当消防本部と他の消防本部との消防指令業務の共同運用が実現した場合、①施設整備や維持管理経費の削減②現場要員の充実③災害情報の一元的管理による効果的・効率的な応援態勢の確立などの効果が見込まれる。										
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル									
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
		宮城県消防指令業務共同運用協議、検討						宮城県東部消防通信指令事務協議会等での協議、検討			
詳細内容（目標値等）	宮城県消防指令業務共同運用検討委員会での協議		宮城県東部消防連携・協力推進委員会等での協議、検討		宮城県東部消防通信指令事務協議会発足（R5.4.1）推進室での協議。実施設計に基づく機器等の検討		共同指令センター整備（指令システム及びデジタル無線機器調達及び共同指令センター改修）		共同指令センター整備（指令システム及びデジタル無線機器調達及び共同指令センター改修）		

実行プログラム		57 航空写真共同撮影による委託経費の削減			所管課	総務部	税務課			
現状と課題	3年に一回の固定資産税評価替えに伴い課税の適正な実施のため、土地の利用状況等の変化や家屋の新・増築、取り壊し等を捕捉するため航空写真の撮影を行っているが、3年に一回とは言え多額の費用が発生するため費用削減方法を検討する必要がある。									
	【航空写真撮影時期の実績と予定】 H26年度、平成30年度、令和3年度、令和6年度予定									
取組概要	撮影には多額の費用が発生するが、少しでも費用を削減するため、登米市と同一のシステムを導入している近隣自治体と連携を図り、撮影時期を合わせた共同の航空写真撮影を行うことによって費用の削減を図る。				達成指標	航空写真共同撮影による委託経費の削減				
					内容や数値	・前回の委託経費（H30年度19,710千円）を下回る委託経費。 ・効果額（R3、R6年度目標額合計）4,000千円				
					設定根拠					
期待される効果	近隣自治体と連携し、広域的に航空写真撮影を実施することによりコストを下げ、委託経費の削減が図られる。									
実施計画	実施概要	年 度 別 ス ケ ジ ュ ー ル								
		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7
		共同撮影の実施						共同撮影の実施		
		次回撮影の準備期間							次回撮影の準備期間	
	詳細内容（目標値等）	・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円		・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議		・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議		・近隣自治体との事務調整 ・共同撮影の実施 ・事務等の課題整理 ・効果額2,000千円		・課題の整理 ・次回撮影に向けた近隣自治体との協議

4

体系図

